

繊維産業の現状と政策について

2024年9月
経済産業省
製造産業局 生活製品課

1. 繊維産業の現状

2. サステナビリティへの対応

① 国内外におけるサステナビリティ推進の動向

② 経済産業省における取組

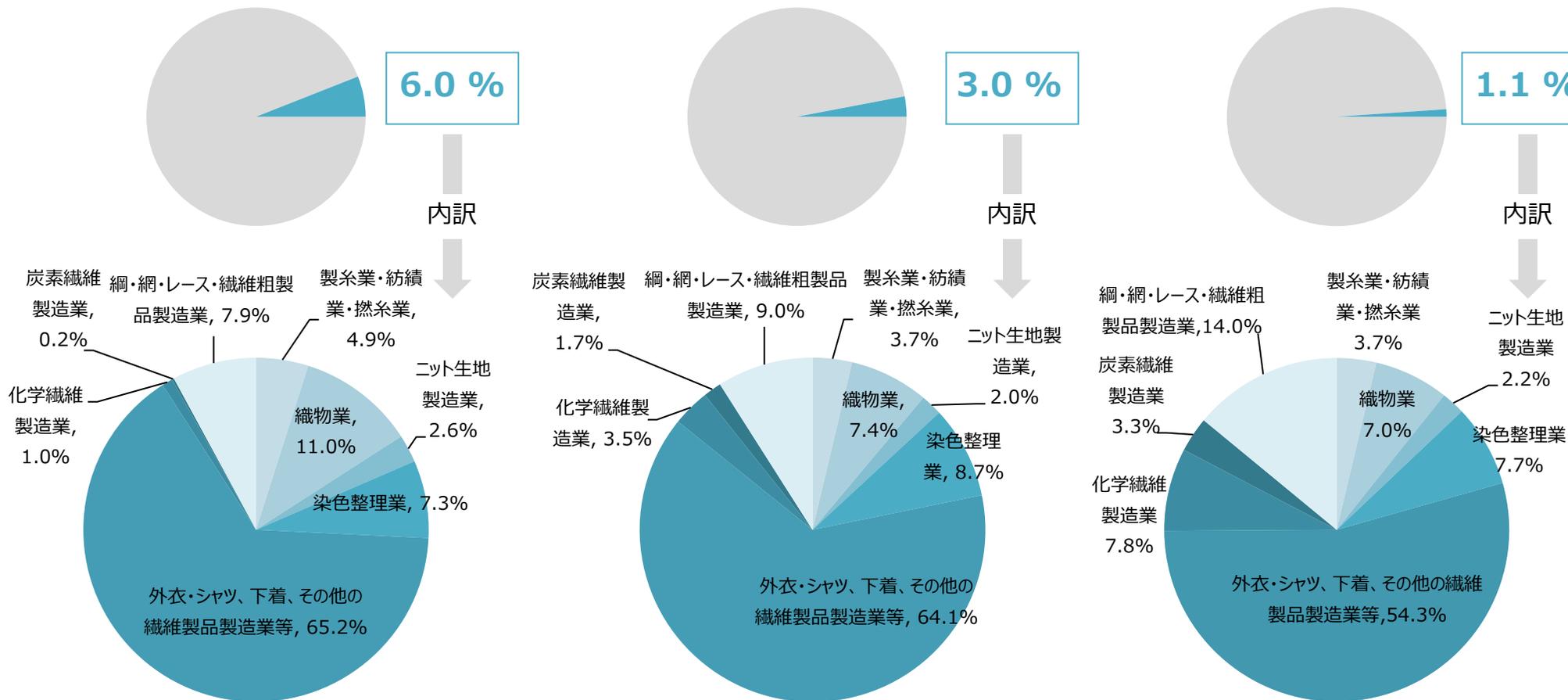
3. サプライチェーンの維持・強靱化

4. 取引適正化・労働環境整備

製造業に占める繊維産業の位置づけ

- 繊維産業は全製造業のうち6.0%の事業所数、3.0%の従業員数を占める産業。

■事業所数 約1.3万（2021年） ■従業者数 約23.1万人（2021年） ■出荷額 約3.7兆円（2021年）



※ 1. 個人経営を除く全ての事業所が対象。

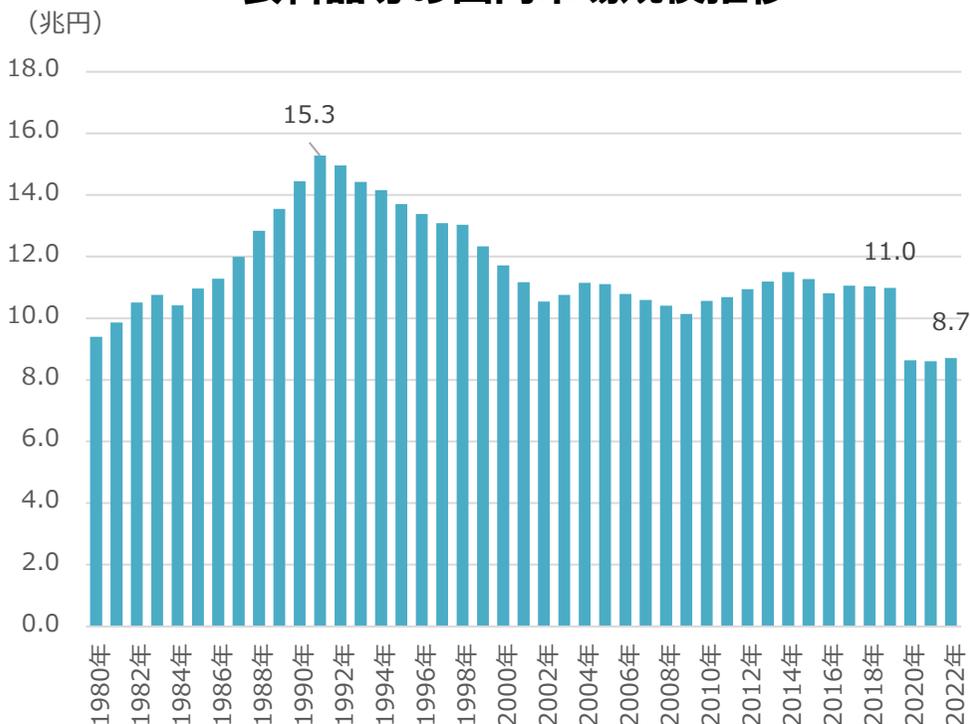
※ 2. 繊維工業は、製糸業、紡績業、ねん糸製造業、織物業、ニット生地製造業、染色整理業、網・網・レース・繊維粗製品製造業、外衣・シャツ製造業（和式を除く）、下着類製造業、和装製品・その他の衣服・繊維製身の回り品製造業、その他の繊維製品製造業を含む。

出典：総務省・経済産業省「経済構造実態調査 製造業事業所調査」（2022）。

我が国の繊維産業における市場規模、生産量の推移

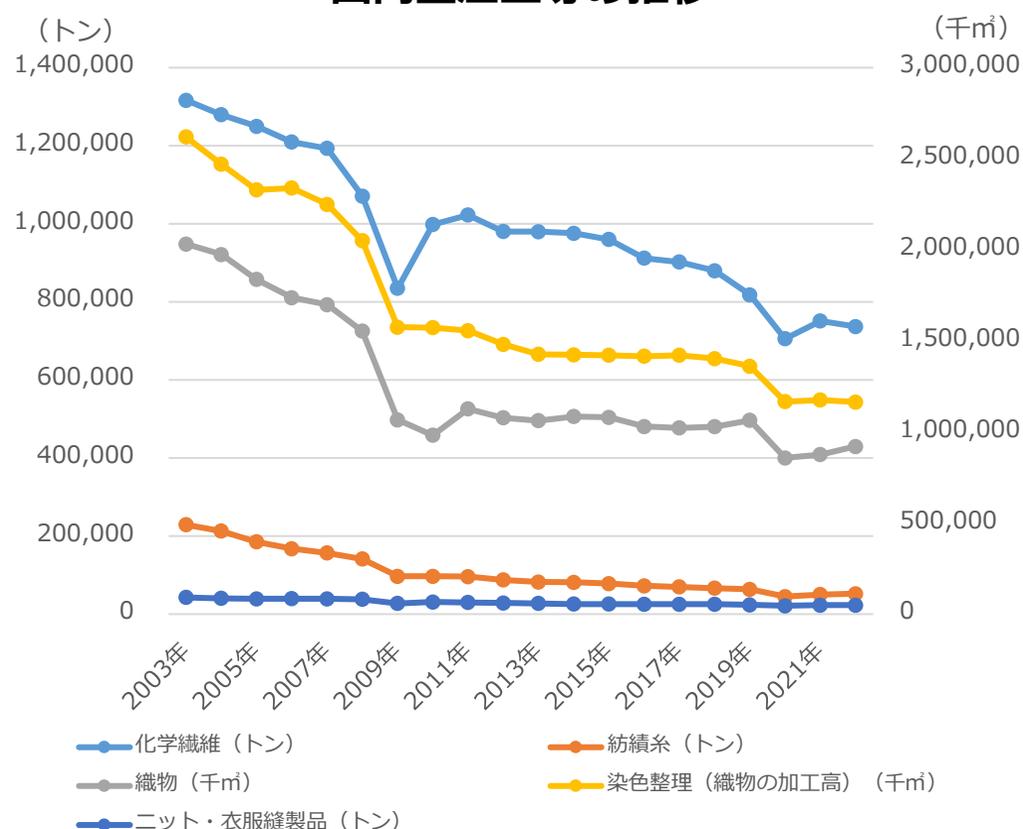
- 衣料品等の国内市場規模は、1990年代に入り減少傾向だったが、2000年代以降は横ばいの状況。
- 2020年以降は新型コロナの感染拡大による外出自粛の影響を受け国内市場規模は減少したものの、2022年でもコロナ前までの市場規模まで回復していない。

衣料品等の国内市場規模推移



資料：経済産業省「商業動態統計調査」（2022）。
※ 繊維・衣服・身の回り品小売業の推移

国内生産量等の推移

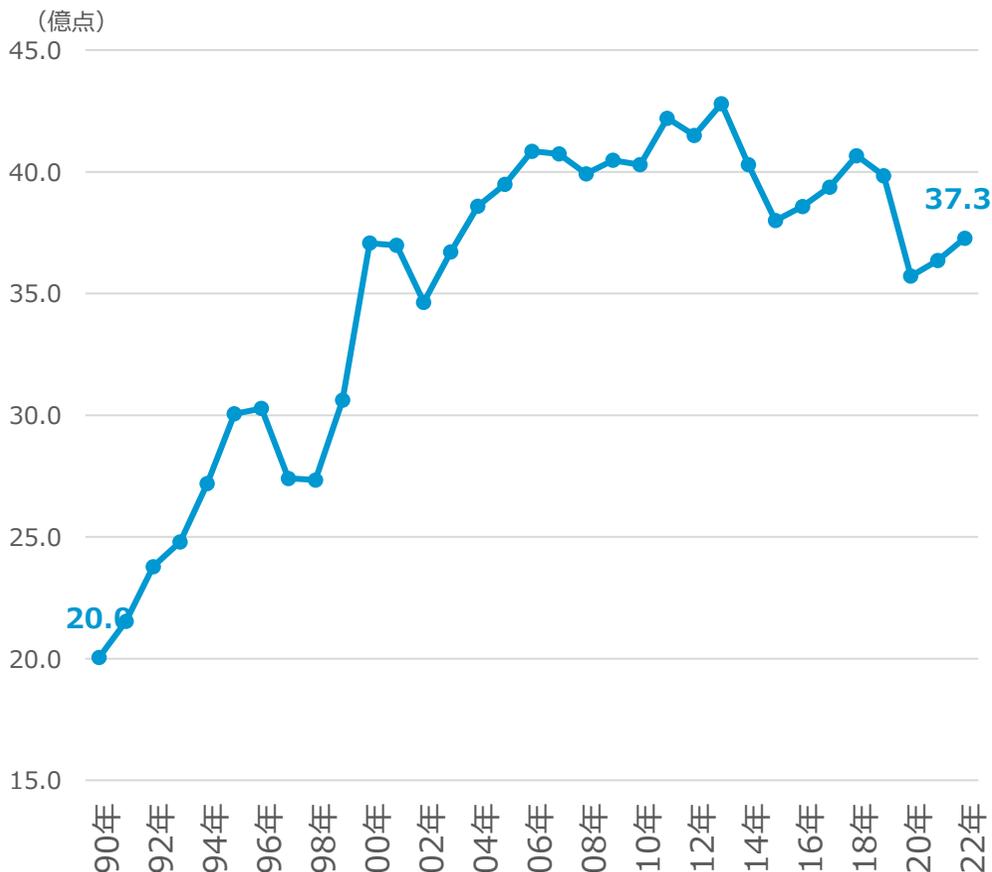


資料：経済産業省「生産動態統計調査」（2022）。

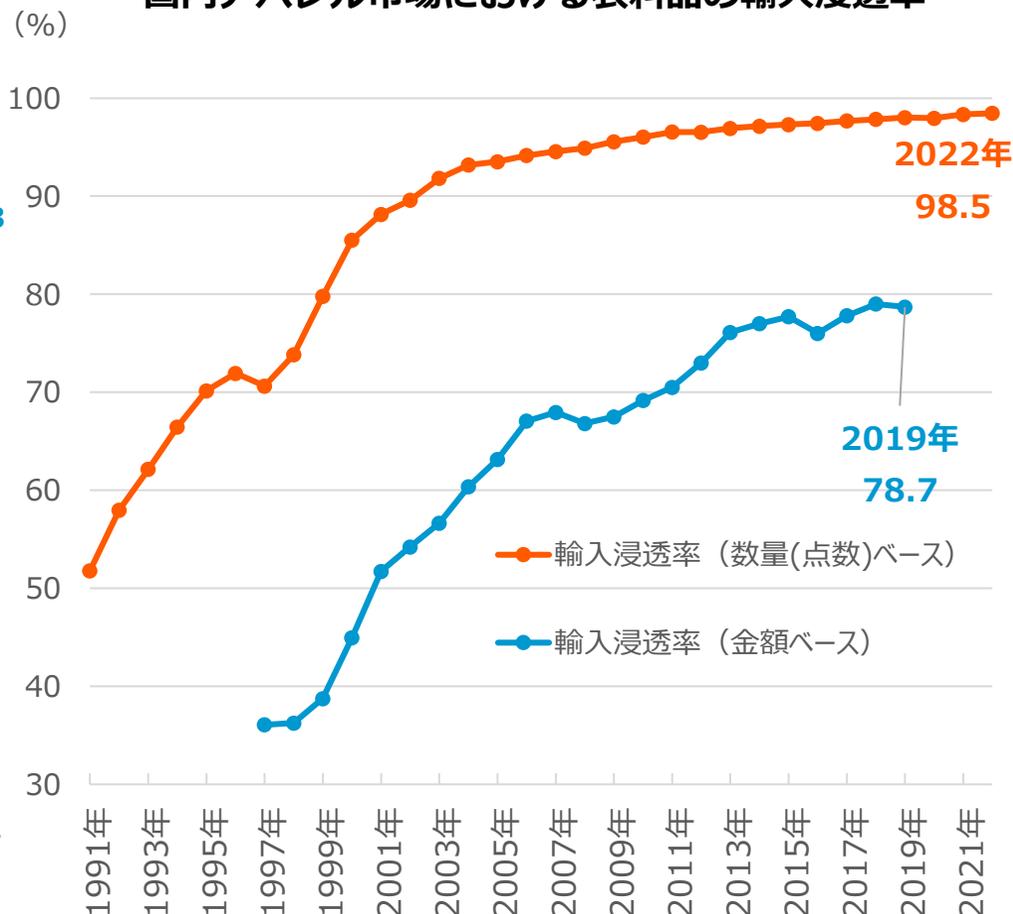
国内供給量の推移、輸入浸透率

- 国内におけるアパレル供給点数は、1990年には約20億点だったが、2022年には1.8倍以上に増加。
- 2022年の輸入浸透率は数量ベースで98.5%であり、海外生産（輸入）の割合が高い。

アパレルの国内供給点数



国内アパレル市場における衣料品の輸入浸透率



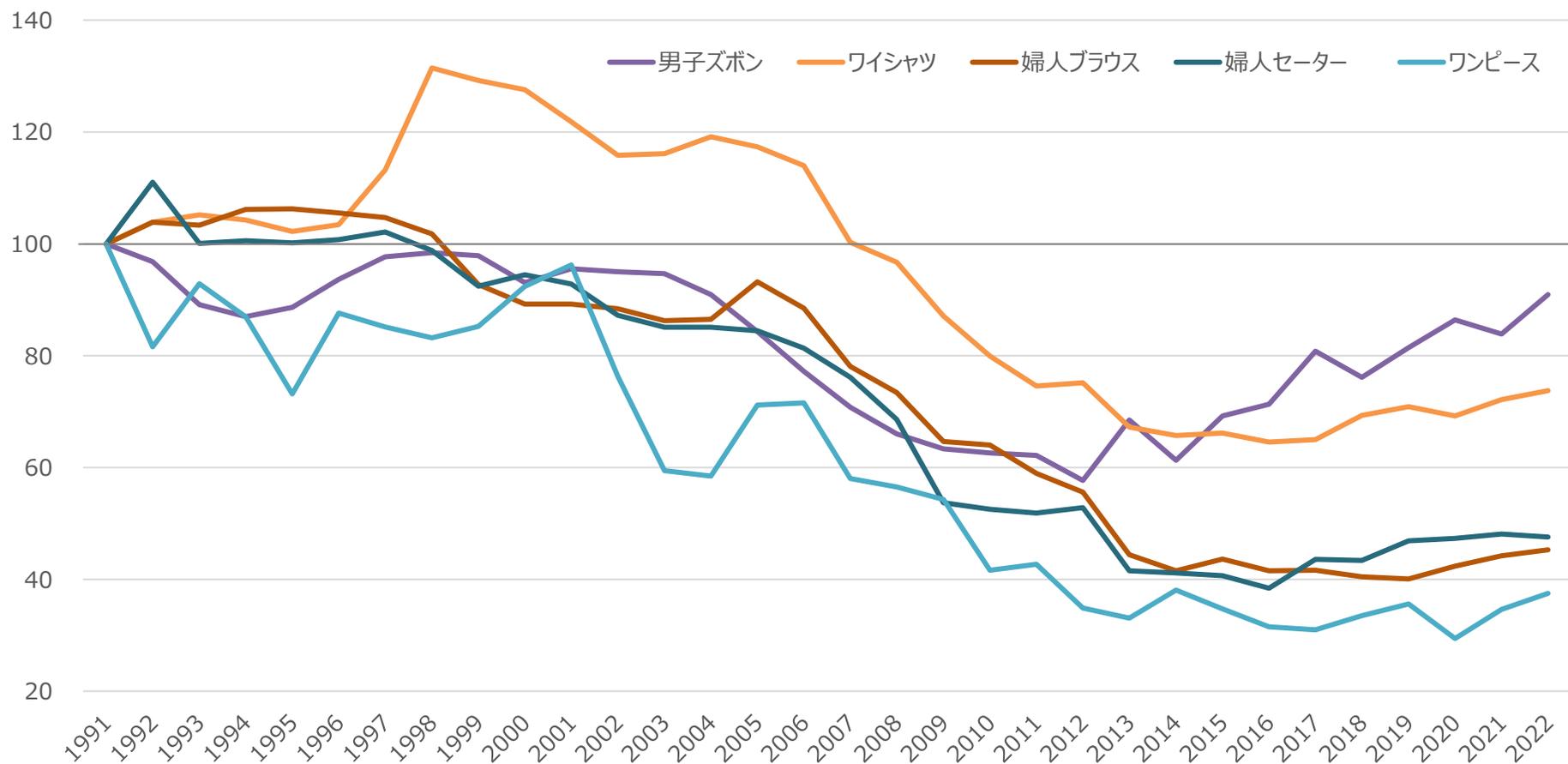
出典：日本繊維輸入組合「日本のアパレル 市場と輸入品概況」（1991-2023）。
 ※国内供給量のうち、国内生産量は一部製品について、従業者30名以上の企業の数値のみを計上している。

出典：日本繊維輸入組合「日本のアパレル 市場と輸入品概況」（1992-2022）。

国内市場における衣料品の小売価格の推移

- 東京都区部における衣料の小売価格は、1991年の値を100として推移比較した場合、この30年間で大きく下落。特に、婦人衣料（ブラウス・セーター・ワンピース）の下落が大きい。

主要衣料品の東京都区部での小売価格の推移

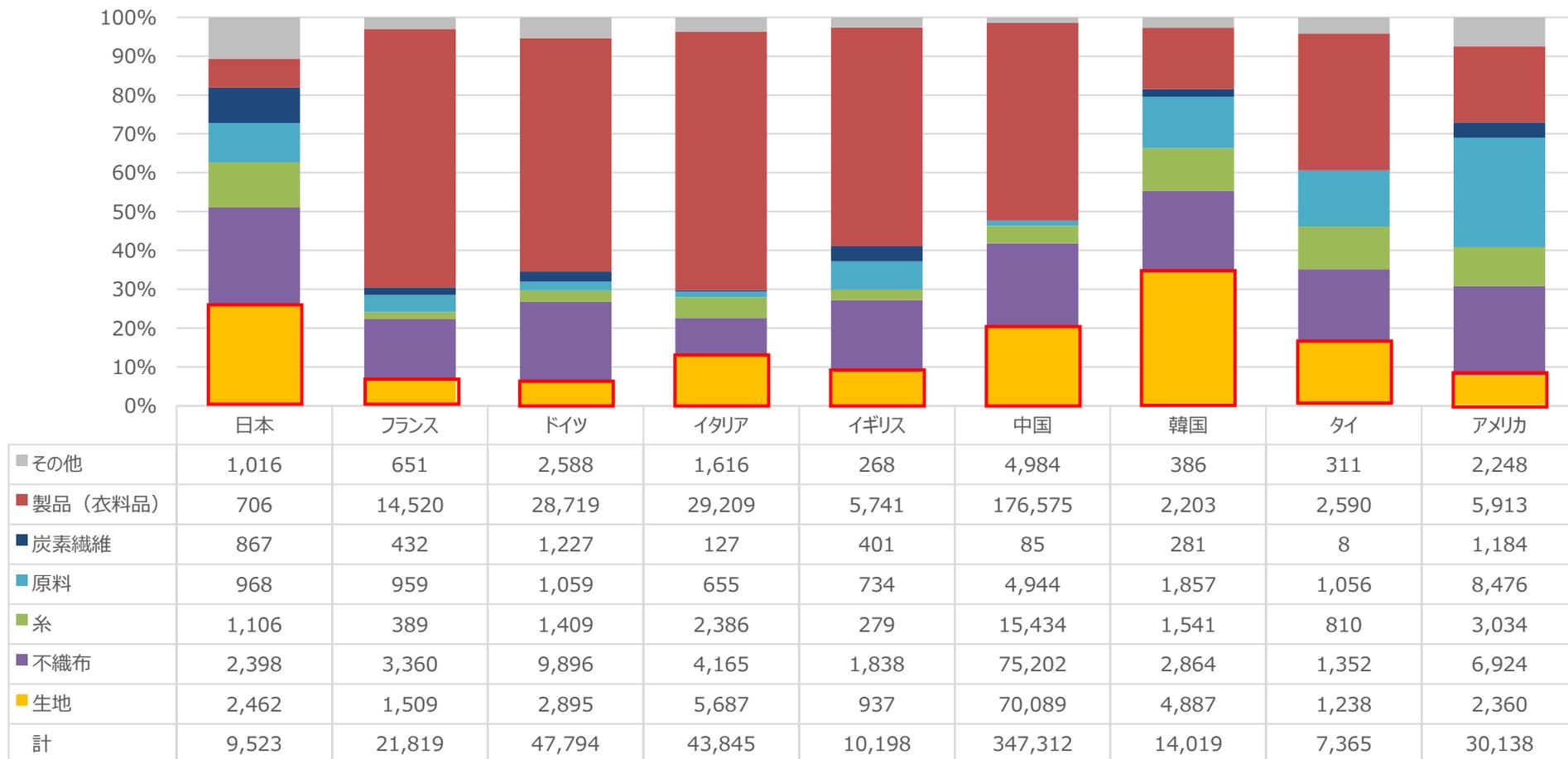


出典：総務省「小売物価統計調査」を元に経済産業省作成。
※1991年の価格を100としたときの推移。

各国の繊維製品の輸出内訳

- 日本の繊維製品の輸出品目は、他国と比較して「生地」の占める割合が大きい一方で、製品（衣料品）の割合は小さい。

主要国における繊維・繊維製品輸出内訳（2021年）



※ 1. 原料： 繭、羊毛、綿、亜麻、合成繊維、再生繊維、半合成繊維等。

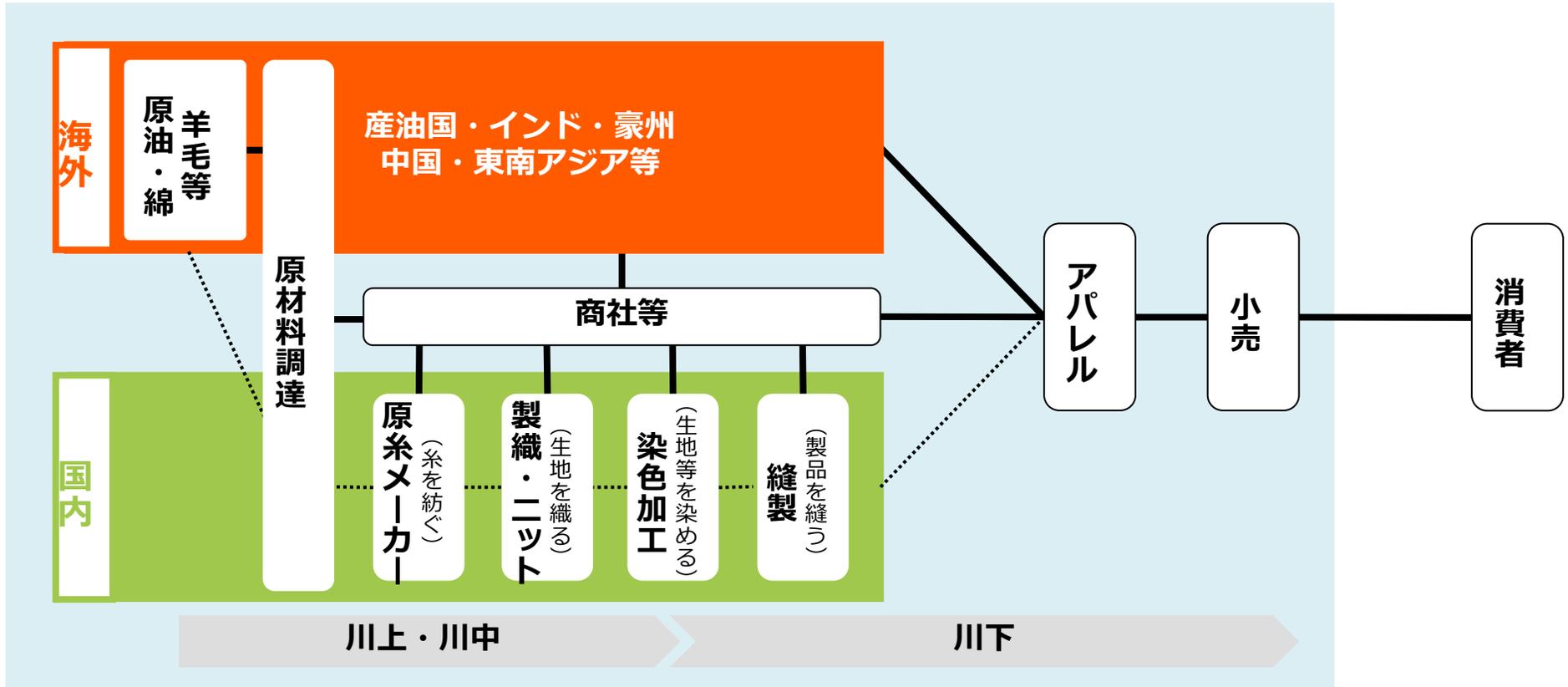
※ 2. その他： フェルト、絨毯、工業用繊維製品、毛布、ベッドリネン等。

出典：IHS Markit, Ltd. 「Global Trade Atlas」（世界168カ国・地域の貿易統計データベース）（2021）。

繊維産業のサプライチェーンの特徴

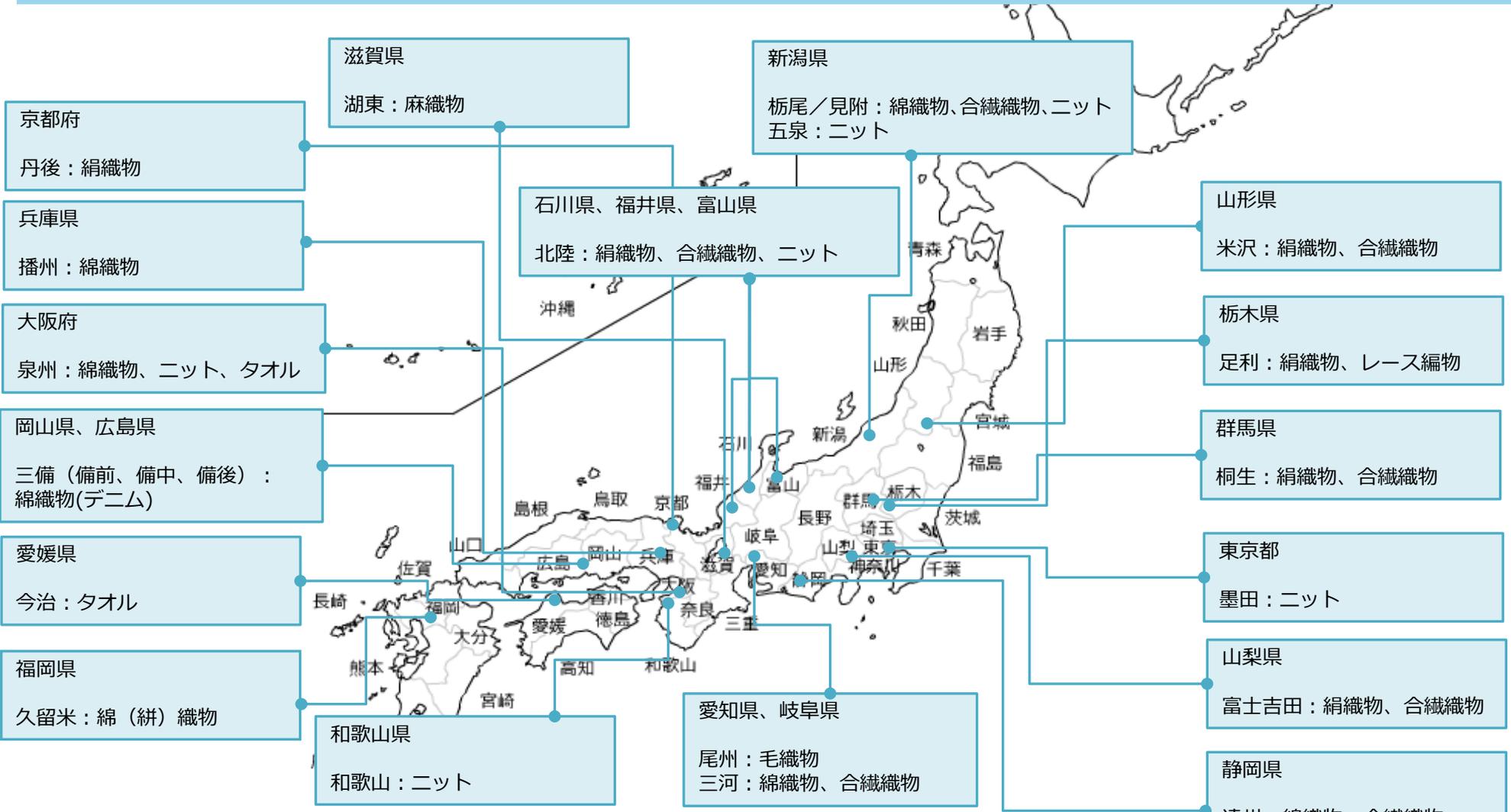
- 国内の繊維産業は、原糸の製造、生地^①の製造、生地等の染色加工、縫製の各工程が分業構造となっているのが特徴。
- 日本の素材は海外ブランド等から高く評価される一方で、アパレルは中国・東南アジア等からの輸入依存が強くなり、国内繊維産業との結びつきが希薄化。

日本の繊維産業の典型的なサプライチェーン



繊維産業における主な産地

- 繊維産業における特徴の1つは、特定の地域に生産が集中し、産地を形成していることである。こうした産地における技術伝承・活性化等が重要となる。



※ 従業者4人以上の事業所における出荷額（2019年実績）の上位20産地を記載。品目は各産地における主な品目。
資料：令和3年度製造基盤技術実態等調査（国内外の繊維産業に関する調査）

1. 繊維産業の現状

2. サステナビリティへの対応

① 国内外におけるサステナビリティ推進の動向

② 経済産業省における取組

3. サプライチェーンの維持・強靱化

4. 取引適正化・労働環境整備

欧州等のアパレル企業等における取組

- 既に欧州等の一部のアパレル企業では、先行的に人権や環境等に配慮した製品づくりを打ち出している。

	2020年	2025年	2030年
パタゴニア	リサイクルした原料、再生可能な原料のみを使用	→	
アディダス	可能な限りリサイクルポリエステルを使用		
インディテックス	綿・リネン・PETはオーガニック・サステナブル・リサイクル済みに100%切り替え	→	
H&M	リサイクルまたはその他のよりサステナブルな素材のみを使用		

出典：国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構 技術戦略研究センター調べ



H & Mがスウェーデンの旗艦店で導入した店内型リサイクルシステム

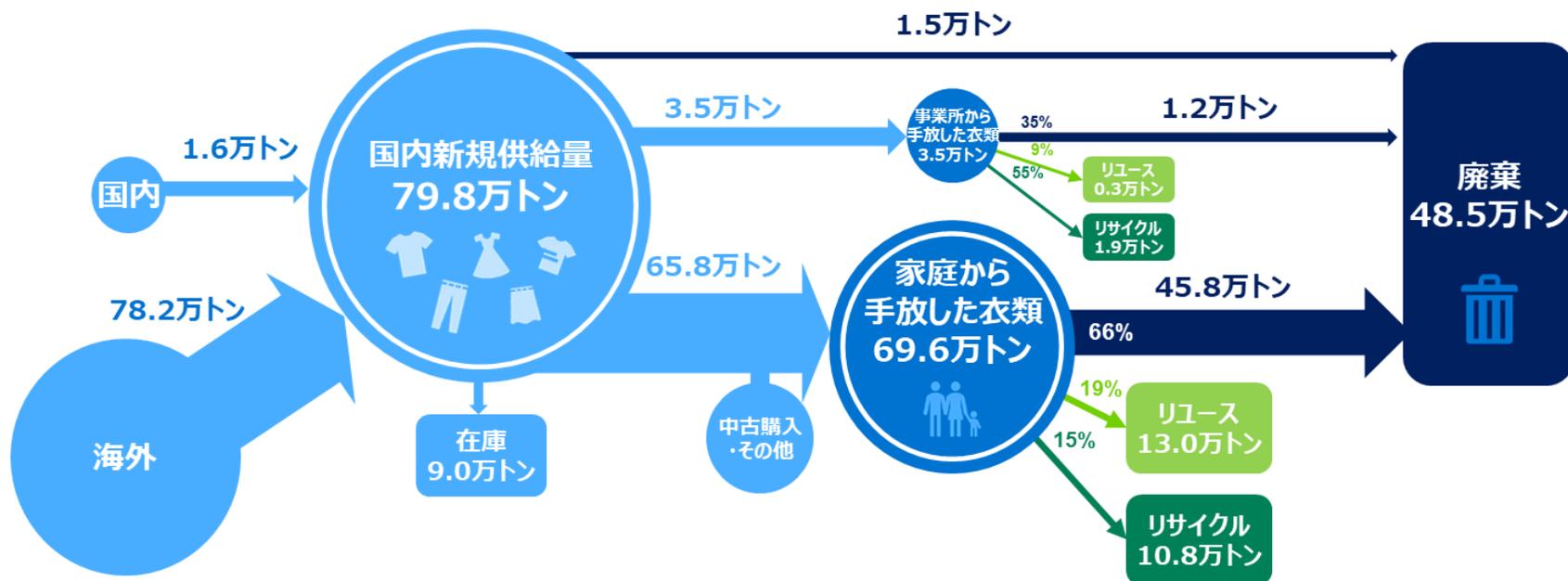


パタゴニアにおけるリサイクル原料使用製品の表示の一例

我が国における繊維製品の資源循環の現状

- 現在（2022年）、年間約73万トンの衣類が使用後に手放され、手放された衣類の約35%がリユース（18%）、自動車の内装材や産業用ウエスといった産業資材等へ利用（17%）されているが、残り（約65%）は廃棄されている状況。

2022年版 衣類のマテリアルフロー

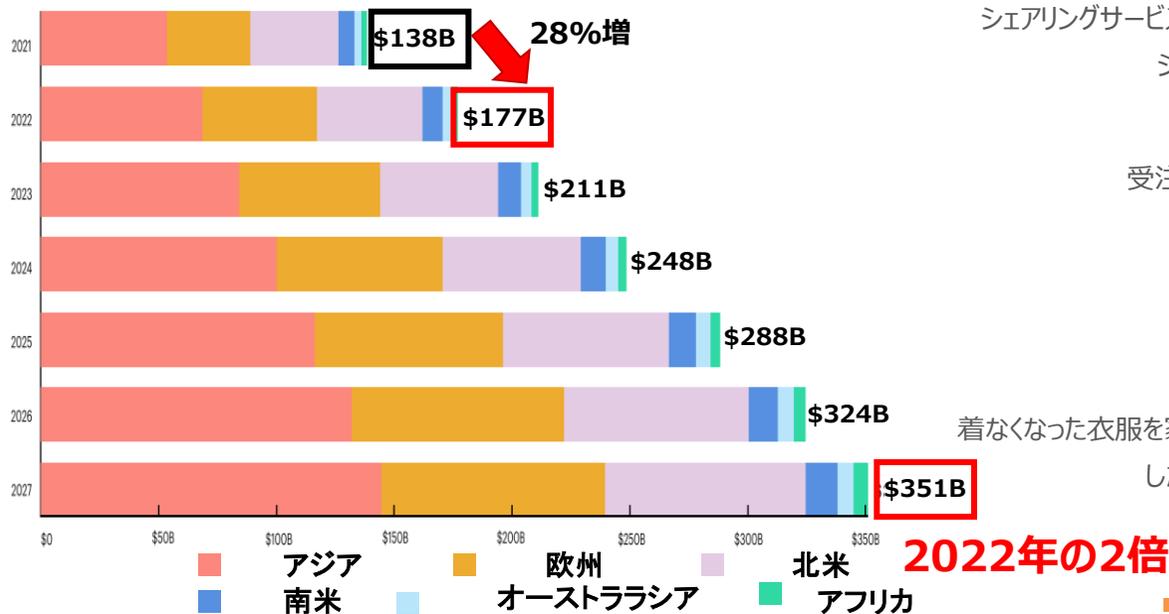


出典：環境省「令和4年度循環型ファッションの推進方策に関する調査業務」（2023）。

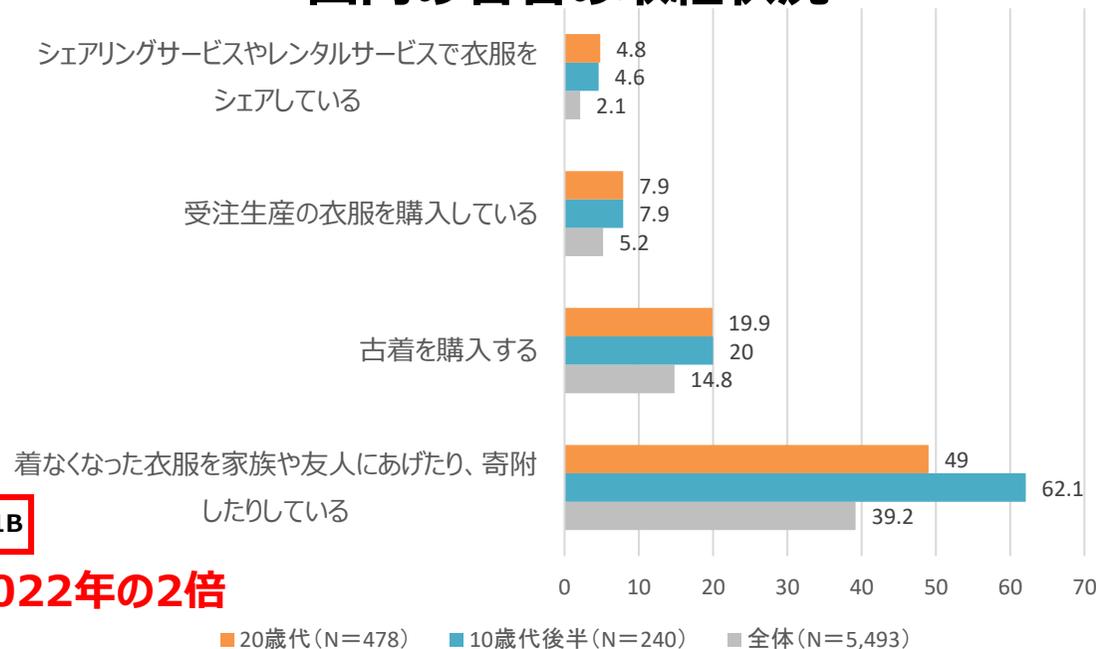
衣料品のリユース市場の動向

- 世界の衣料品・リユース市場は、**2022年は28%の伸び**を見せ、2027年までの**5年間で約2倍**の市場規模になると試算されている。
- 米国では、**Z世代のうち83%が古着の購入経験があるもしくは前向き**であり、**クローゼットの2/5を古着**が占めるという調査結果（※）がある。
- 消費者庁の調査によれば、10代後半～20代の若者は、「**着なくなった衣服を家族や友人にあげたり、寄付したりしている**」、「**古着を購入する**」といった項目について、全体平均と比べ、高い割合で取り組んでいる。

Global Secondhand Market



国内の若者の取組状況



出典：thredUP「2023 Resale Report」(2023)。(※)についても同様の出典。

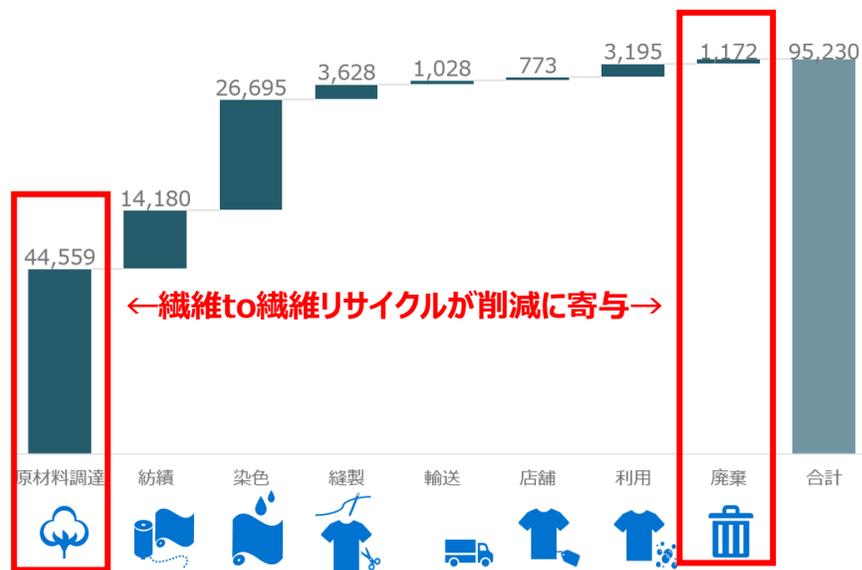
(https://cf-assets-tup.thredup.com/resale_report/2023/thredUP_2023_Resale_Report_FINAL.pdf)

出典：消費者庁「消費者意識基本調査」(2022)を元に経済産業省作成。

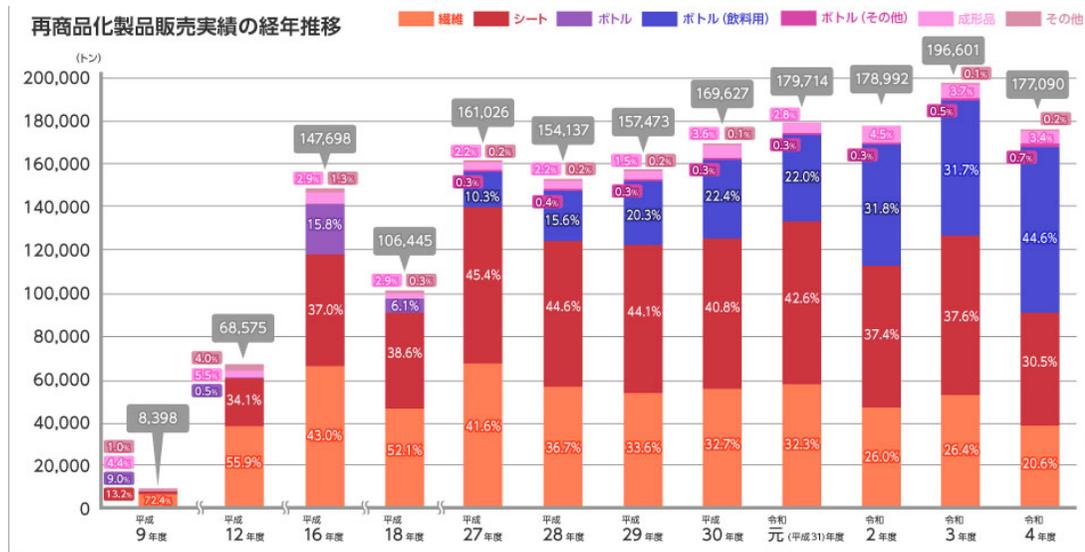
繊維から繊維の水平リサイクル推進の必要性

- 他方、国内工場の減少による産業用途としての需要の増加が見込めない中、**故衣料品の廃棄量の削減には、新たな需要が必要**。
- 従来、リサイクル繊維は**廃ペットボトルを再生利用したものが主流**だったが、再生ペットボトル原料としての需要増加に伴い、**繊維原料に再生される廃ペットボトルは減少**。
- **故衣料品を原料とした繊維から繊維への水平リサイクル（繊維to繊維リサイクル）**を推進することで、**国内の故衣料品の廃棄量削減**や、原材料調達・廃棄で発生する二酸化炭素排出量を削減し、**環境負荷の低減**を目指す。

国内に供給される衣料品のライフサイクルCO2排出量



廃ペットボトルのリサイクル用途別販売実績の経年推移（2022年）



※ 図表における廃ペットボトルは自治体回収によって集められたものの総数であり、事業者等における回収により収集された分を含まない。

出典：環境省「令和2年度ファッションと環境に関する調査業務」(2021)

出典：日本容器包装リサイクル協会HP
https://www.jcpra.or.jp/recycle/related_data/tabid/501/index.php#Tab501

欧州における資源循環に向けた取組

- 欧州委員会は2022年3月に「持続可能な循環型繊維戦略」を公表。2030年までにEU域内で販売される繊維製品を、耐久性があり、リサイクル可能で、リサイクル済み繊維を大幅に使用し、危険な物質を含まず、労働者の権利などの社会権や環境に配慮したものにする、との目標を掲げている。
- 我が国の繊維産業が、引き続き、国際競争力を維持し続けるためには、欧州等における環境配慮や繊維リサイクルに適合した取組を支援しつつ、我が国が世界に先駆け繊維リサイクルシステムを構築し、欧州等のルール形成にも貢献していくことが重要。

「持続可能な循環型繊維戦略」の提言

- **デザイン要件の設定**
エコデザイン規則案の施行後に、易リサイクル性、リサイクル済み繊維の混合等の要件を設定。
- **情報提供の強化**
エコデザイン規則案の一部として「デジタル製品パスポート」を導入。環境面での情報提供を義務化。
- **過剰生産・過剰消費をやめる**
ファストファッションは持続的でなく、「時代遅れ」と指摘。循環性原則に基づいたビジネスモデルへの転換。
- **未使用繊維製品の廃棄をやめる**
エコデザイン規則案において、未販売や返品された繊維製品の廃棄の抑制策として、廃棄や処分に関する情報開示を義務づけ。場合によっては廃棄禁止も検討。
- **拡大生産者責任の見直し**
廃棄抑制や再利用準備などに向けた費用の徴収におけるエコモデュレーションを導入。また、繊維製品廃棄物の再利用準備とリサイクル目標の義務化も検討。
- **グリーンウォッシュ対策**
真に持続可能な繊維のための環境に関する主張の信頼性確保の重要性。

衣料品の廃棄禁止に関する欧州等の制度動向

EUでは、2024年5月に「エコデザイン規則（ESPR）」が欧州理事会で採択され、将来的な未使用製品の廃棄禁止等が定められた。他の加盟国に先行して、フランスでは、2020年2月より「循環経済法（AGEC法）」により繊維製品の売れ残り商品の廃棄を禁止している。



EUエコデザイン規則（ESPR）における未使用製品の廃棄禁止に関する概要

ESPRは、2024年5月に欧州理事会にて採択。修理可能性、リサイクル可能性、炭素・環境フットプリント等のエコデザイン要件について「デジタル製品パスポート」を通じた消費者への情報提供を義務づける他、未使用の繊維製品の廃棄禁止も盛り込まれた。

- 事業者は売れ残り消費財について、**廃棄した商品の数量とその理由を毎年報告**しなければならない。
- 加えて、同規則案の**施行2年後**からは、**売れ残った衣料品、衣料用付属品、履物を対象に未使用製品の廃棄が禁止**される。
- **小規模企業（Small and micro companies）**は禁止規定の適用が**除外**されるほか、**中規模企業（medium size companies）**に対しては**施行から6年間の猶予期間**が認められる。

フランス循環経済法（AGEC法）における規定



他の欧州諸国に先行して、フランスでは、2020年2月に施行された循環経済法（AGEC法）第35条において、**2022年1月1日までに繊維製品の売れ残り商品の廃棄を禁止、再利用やリサイクル、寄付を義務付けた**。義務違反の際の罰金は1500€。

出典：European Parliament「Deal on new EU rules to make sustainable products the norm」

<https://www.europarl.europa.eu/news/en/press-room/20231204IPR15634/deal-on-new-eu-rules-to-make-sustainable-products-the-norm>

独立行政法人日本貿易振興機構

「EU、エコデザイン規則案で政治合意、未使用繊維製品の廃棄禁止へ」

<https://www.jetro.go.jp/biznews/2023/12/ed09003e4ac32460.html>

「EU理事会、エコデザイン規則案で合意、未使用繊維製品の廃棄禁止を目指す」

<https://www.jetro.go.jp/biznews/2023/05/4daa35d637dd4941.html>

「プラスチック、繊維製品の廃棄物削減に向けて進む官民の取り組み（フランス）」

<https://www.jetro.go.jp/biz/areareports/special/2021/1101/3392080adf7bb567.html>

「循環経済法が2月に施行、循環経済型社会へ大きな一歩（フランス）」

<https://www.jetro.go.jp/biz/areareports/special/2020/0601/d20d98ef8e3131f1.html>

フランスにおける衣料品の情報開示事例

● フランスでは、**2023年1月1日に施行された「廃棄物を発生させる製品の環境に関する品質と特性に関する消費者への情報提供の義務に関する政令」**でリサイクル素材の利用率、リサイクルの可能性、トレーサビリティ、マイクロプラスチックファイバーの含有を**情報提供事項として義務づけ**。

2022年4月29日付政令第2022-748号の概要

対象事業者	製造業者、輸入業者、ディストリビューターやオンラインでの販売を含む市場投入者
義務化の要件	対象となる全ての製品の、(1) フランスでの前事業年度の年間売上高と、(2) フランスへの年間市場投入数（製品数）がともに閾値を超える場合
対象となる製品	家庭用包装、印刷紙、電気・電子機器、建設資材、電気・蓄電池、健康や環境に重大なリスクのある家庭用化学品、家具、衣類、靴など。
消費者へ提供すべき情報（衣類の場合）	リサイクル素材の利用率、リサイクルの可能性、トレーサビリティ、マイクロプラスチックファイバーの含有
情報提供の義務を怠った場合の行政罰	自然人は3,000ユーロ、法人は1万5,000ユーロを上限とする行政罰

※閾値は段階的に引き下げられるようになっており、具体的には以下の通り。

引き下げの期日	(1) 年間売上高 (€)	(2) 市場投入数 (個)
2023年1月1日以降	5,000万	2万5,000
2024年1月1日以降	2,000万	1万
2025年1月1日以降	1,000万	1万

ユニクロの情報開示の例

タグに記載の10桁の英数字を、事業者のwebサイトに掲載されている「環境品質と特性に関する製品シート」に入力するとその製品の情報が表示される

Fiche produit relative aux qualités et caractéristiques environ	
Rechercher la Référence du produit	
Référence du modèle	
Rechercher la Référence du modèle 07343F315B	
Nom du produit	商品名 T-Shirt Graphique UT Chainsaw Man x Kosuke Kawamura
Traçabilité	トレーサビリティ
Tissage / Tricotage	織り・編み・ステッチ Vietnam ベトナム
Piquage (chaussures)	染色・捺染・組み立て Vietnam ベトナム
Teinture et Impression	
Montage (chaussures)	
Confection	仕立て・仕上げ Vietnam ベトナム
Finition (chaussures)	
Matière(s) recyclée(s)	リサイクル素材 Produit ne contenant pas de matières recyclées リサイクル材料は含まれていません
Rejettes des microfibres plastiques dans l'environnement lors du lavage 洗濯中にマイクロプラスチックが環境中に放出されます	
Composition	組成 CORPS/ 100% COTON CÔTE/ 71% COTON 29% POLYESTER 本体/コットン100%/側面/コットン71%/ポリエステル29%

出典：独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）「2023年1月からリサイクル素材の利用率などの情報提供を義務付け」
<https://www.jetro.go.jp/biznews/2022/11/147a98cead18376d.html>
 独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）「循環経済法が2月に施行、循環経済型社会へ大きな一歩（フランス）」
<https://www.jetro.go.jp/biz/areareports/special/2020/0601/d20d98ef8e3131f1.html>
 なお、条文については、フランス共和国Webページ（<https://www.legifrance.gouv.fr/>）を参考に仮訳を施している。

情報開示の動向（企業サステナビリティ報告指令：CSRD）

- Non-Financial Reporting Directive（非財務情報報告指令：NFRD）の課題を解決するため、Corporate Sustainability Reporting Directive（**企業サステナビリティ報告指令：CSRD**）が成立。CSRDでは**対象企業の条件が詳細化され、対象となる企業が増加**。

NFRD

CSRD

適用範囲の拡大

大規模な公共関心事業体（PIEs）に限定
適用対象企業：約11,000社



EU内の全ての大企業および
EU市場に上場している中小企業に適用
適用対象企業：約50,000社



ダブルマテリアリティの原則の導入

「ダブルマテリアリティ」の考え方は採用していたものの、曖昧な要求であったため、適切に対応しない企業も散見

企業の活動がサステナビリティに与える影響（外部影響）と、サステナビリティ問題が企業の業績に与える影響（内部影響）の両方に焦点を当てる「**ダブルマテリアリティ**」の原則を明確に導入



開示の詳細度

ビジネスモデル、ポリシー、ポリシーの結果、リスクマネジメントプロセス、KPIなど開示要求していたものの、開示の具体的内容について要求されていない

ビジネスモデル、戦略、ポリシー、リスクマネジメントプロセス、およびサステナビリティに関連する主要なKPIなど詳細な情報提供を要求



第三者による保証の要求

監査法人などが非財務情報の開示を確認することを求める程度で、第三者保証の要求は無し

サステナビリティ報告に対する第三者による保証を義務付ける最初のEU指令



デジタル化とアクセスの向上

開示箇所はマネジメントレポート内での開示を原則としつつ、マネジメントレポート内で開示箇所を提示する場合は、異なる媒体での開示も容認

報告された情報のデジタル形式での提出を要求
情報はタグ付けされ、EUが創設を検討している企業の財務・サステナビリティ情報のプラットフォームに集約される予定



CSRDにおける情報開示要求項目

- 欧州では、CSRDに基づき、企業のサステナビリティに関する情報開示要求項目が整理されているところ。
- CSRDが適用される企業は、既に対象となっている大企業だけでなく、EUで上場している中小企業に加え、EU域内で一定規模の売り上げがある域外企業にも対応が求められる。

重要性評価に基づく、CSRDの開示要求項目

環境	1. Climate change 気候変動（適応、緩和、エネルギー）
	2. Pollution 汚染（空気、水、土壌、生物及び食糧資源、環境負荷物質、マイクロプラ等）
	3. Water and marine Resources 水及び海洋資源
	4. Biodiversity and ecosystems 生物多様性及び生態系（直接要因、種への影響等）
	5. Circular economy サーキュラーエコノミー（資源流入、リソースの使用・流出、廃棄物）
社会	1. Own workforce 自社従業員（労働条件、平等な待遇と機会、その他労働権利）
	2. Workers in the value chain バリューチェーン上の従業員（労働条件、平等な待遇と機会、その他労働権利）
	3. Affected Communities 影響を受けるコミュニティ（経済・社会・文化的権利、市民的・政治的権利等）
	4. Consumers and end- users 消費者とエンドユーザー（消費者・エンドユーザーへの情報関連の影響、安全）
ガバナンス	1. Business conduct 事業運営（企業文化、動物福祉、サプライヤーとの関係、贈収賄等）

※CSRDにおける詳細な開示要求要件は欧州サステナビリティ報告基準（ESRS）に基づく。

諸外国におけるグリーンウォッシュをめぐる訴訟事例

- 2016年以降、米国・オーストラリア・フランス・オランダにおいて、少なくとも20件のグリーンウォッシュに関する訴訟が提起。
- 2022年以降は、企業側に対応が求められた事例や罰金が科された事例がある。

グリーンウォッシュを対象とする訴訟例（繊維関連）

企業 (業種)	訴訟事由	事案の概要
A社 ファッション アパレル	虚偽の データによる主張	<ul style="list-style-type: none"> ● ニューヨーク州南部地区で起こされた集団訴訟では、A社が「虚偽で誤解を招く」環境スコアカードや広告を使用して、持続可能性の主張の信憑性について消費者を欺いたと非難された。 ● A社は製品が地球に良いと主張するために使用したスコアカードはHigg Index*に基づく数字とされていたが、その数字はHigg Indexのデータと一致しておらず、半数以上のスコアカードに誤りが生じていた。 ● あるスコアカードでは、ドレスの製造について、Higg Indexのデータに基づけば、「（平均より）20%多い水が利用されている」と記載すべきところ、A社は「（平均より）20%少ない水が利用されている」と逆の意味の記載をし、誤った情報で環境に良いというイメージを謳っていたとされている。更に、600点以上の衣料品のスコアカードを実際のHigg Indexのデータと比較したところ、多くの製品の記載に誤りがあり、またほとんどが改善されていないことが判明した。A社は調査結果が通知された後、サステナビリティ・プロフィールを削除した。
B社/C社 総合小売	原材料の 誤表示	<ul style="list-style-type: none"> ● 米連邦取引委員会（FTC）は、原料を「竹」として宣伝している一部のアイテムが実際にはレーヨンであったことから、消費者に誤解を与えると判断し、B社に250万ドル、C社に300万ドルの罰金を科す裁判所命令を出した。 ● B社はシーツ、枕、などの製品に「全部または一部を竹で作った」と主張しており、広告には「サステナブル」「再生可能」「環境にやさしい」などの文言が使われ、「Cleaner Solutions」という謳い文句によって、同社のサステナブルの取組を説明するウェブページに顧客を誘導させていた。C社においてもシーツ、タオルなどの製品に同様の主張があり、「環境に優しく、持続可能で、再生可能なアイテム」として販売されていた。 ● FTCによると、両社の「全部または一部を竹で作った」という表現は「誤解を招く」と判断され、FTC法および繊維法に違反しており、繊維含有量と一般的な繊維名の使用の両方を開示する必要があると指摘。この後2022年12月、FTCはグリーンウォッシュに関するガイドライン「Green Guides」の見直しの検討を開始し、パブリックコメントを行った。

* 業界団体のSustainable Apparel Coalition（SAC）が2012年に立ち上げた繊維・履物に関する環境負荷測定ツール。

出典：CSSN Research Report「Climate-Washing Litigation：Legal Liability for Misleading Climate Communications」（2022）

Sourcing Journal「H&M Lawsuit Over ‘Misleading’ Green Claims Exposes Fashion’s ‘Unique Obsession’」（2022）

WWD「Walmart, Kohl’s Respond to FTC’s \$5.5M Penalty for ‘Misleading’ Eco Claims」（2022）

FTC[<https://www.ftc.gov/news-events/topics/truth-advertising/green-guides>（<https://www.ftc.gov/news-events/topics/truth-advertising/green-guides>）]

SAC「Higg Index Tools」（<https://cascale.org/tools-programs/higg-index-tools/>）]

諸外国におけるグリーンウォッシュをめぐる行政機関による摘発事例

- グリーンウォッシュに関する行政苦情も各国の監督機関へ提出されており、ノルウェーとフランスでは実際に企業に対して公的機関が対応を求めた事例がある。

グリーンウォッシュを対象とする摘発事例（繊維関連）

企業 (業種)	指導理由	事案の概要
D社 ファッション アパレル	誤解を招く 表現	<ul style="list-style-type: none">● <u>ノルウェー消費者庁は2022年、Higg Indexから算出したデータを用いて環境に配慮していると謳っていたD社に対して「誤解を招き、違法である」と通知した。</u> D社は、Higg Indexの利用価値を信じているとしながらも、<u>消費者向けプログラム「トランスペアレンシー プログラム」のノルウェーでの展開を中止した。</u>
E社 スポーツ アパレル	誤解を招く 表現	<ul style="list-style-type: none">● フランスにおいてE社は「プラスチック廃棄物をなくす」というロゴを付けて「100 %に有名で、50%リサイクル（原文：100% ICONIQUE, 50% RECYCLEE）」であると謳い、スニーカーを発売した。● しかし、<u>実際には当該製品のうち、アッパー素材の50%にのみリサイクル素材が使用されていた</u>ところ、当該広告は消費者にあたかも<u>製品全体の50%がリサイクルされているかのように誤解を招くものである</u>として、広告監視機関ARPPに申し立てが行われた。ARPPは苦情を調査し、その陪審である広告倫理審査会は、<u>この広告が、「広告メッセージが正確であり、適切な形式で表示されること」を要求するARPP規則を無視していると認定した。</u>

出典：英フィナンシャルタイムズ モラル・マネー「H&M beats profit expectations after cutting back on discounts」（2022年6月29日）

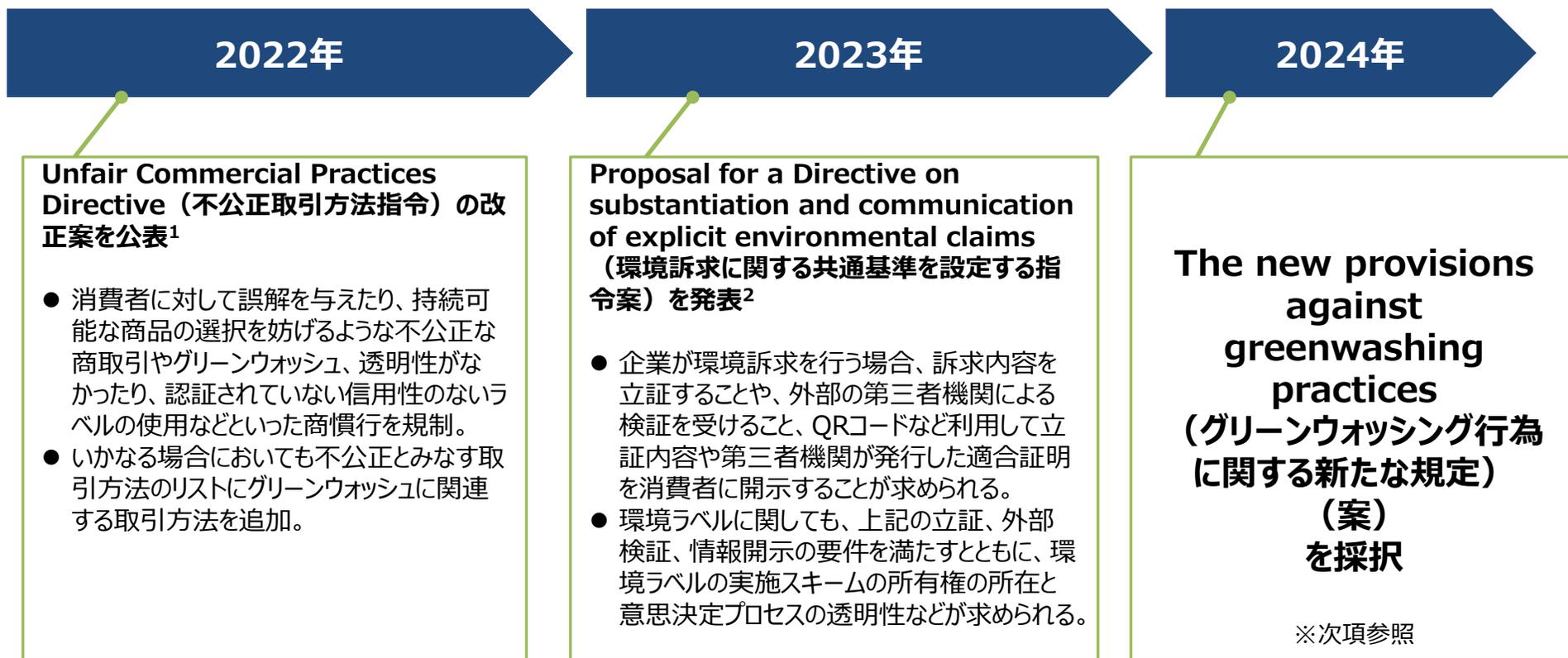
日本経済新聞「[FT]アパレルの環境負荷指標、信用性に警告 ノルウェー」（2022年6月30日）(<https://www.nikkei.com/article/DGXZQOGN29DJQ0Z20C22A600000/>)

フランス広告倫理審査会「ADIDAS - AFFICHAGE - PLAINTE FONDÉE」（2021年8月9日）([HTTPS://WWW.JDP-PUB.ORG/AVIS/ADIDAS-AFFICHAGE-PLAINTE-FONDEE/](https://www.jdp-pub.org/avis/adidas-affichage-plainte-fondee/))

グリーンウォッシュを禁止する規定（案）の採択

- 欧州委員会は、他国に先行してグリーンウォッシュに関する規制を強化し、2024年2月20日に Unfair Commercial Practices Directive（不公正取引方法指令）を改正し、グリーンウォッシュを禁止する規定（案）を採択。

EUにおけるグリーンウォッシュ規制の流れ



出典： 1. 株式会社日本総合研究所「グリーン・ウォッシングをどう規制すべきか？～EUの取り組みと日本への示唆～」(2023年7月20日)

2. EUROPEAN COMMISSION「Proposal for a DIRECTIVE OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL on substantiation and communication of explicit environmental claims」

3. Council of the European Union「Interinstitutional File:2022/0092(COD) (Subject : Proposal for a DIRECTIVE OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL amending Directives 2005/29/EC and 2011/83/EU as regards empowering consumers for the green transition through better protection against unfair practices and better information - Outcome of the European Parliament's first reading) より株式会社日本総合研究所作成

EU・グリーンウォッシュを禁止する規定（案）の概要①

禁止される主な環境主張¹

主張に関する優れた環境パフォーマンスが認められないにも関わらず、一般的な環境主張を行うことを禁止

((9) prohibit the making of a generic environmental claim without recognised excellent environmental performance which is relevant to the claim.)

- 「環境に優しい (environmentally friendly、eco-friendly、environmentally correct、climate friendly、gentle on the environment)」「エコロジカル (ecological)」「グリーン (green)」「自然に優しい (nature's friend)」「エネルギー効率の良い (energy efficient、carbon friendly)」「生分解性 (biodegradable)」「バイオベース (biobased)」などの表示を用いたマーケティングを禁止。

Ex)「水とエネルギーの使用量が従来品に比べて大幅に抑えられた環境に優しい製品」

・・・どのような技術によってどの程度水とエネルギーの使用量が削減されているのかが明らかでないため、「主張に関する優れた環境パフォーマンス」が認められているとは言えず、それに基づいて「環境に優しい」と主張することは禁止されるおそれがある。

各国が定めた、あるいは公的機関による承認済みの認証スキーム以外を用いた優れた環境パフォーマンスの主張を禁止

((10) Recognised excellent environmental performance can be demonstrated by compliance with Regulation (EC) No 66/2010 or with officially recognised EN ISO 14024 ecolabelling schemes in the Member States, or by corresponding to top environmental performance for a specific environmental characteristic in accordance with other applicable Union laws, such as class A in accordance with Regulation (EU) 2017/1369 of the European Parliament and of the Council)

- 「エネルギー効率が高い」などの環境に関する主張は、規制 (EU) 2017/1369* に従って認められた優れた環境パフォーマンスに基づいて作成される。

Ex)「リサイクルポリエステルを使用したサステナブル素材」

・・・使用素材がリサイクルポリエステルであることが販売国の公的機関、あるいは公的機関が承認した認証制度を用いて証明されていない場合、リサイクルポリエステルを使用していることを理由に「サステナブル」であると主張することは禁止されるおそれがある。

* : REGULATION (EU) 2017/1369 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL - setting a framework for energy labelling and repealing Directive(エネルギー・ラベリング規則)

出典 : 1. Council of the European Union「Interinstitutional File:2022/0092(COD) (Subject : Proposal for a DIRECTIVE OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL amending Directives 2005/29/EC and 2011/83/EU as regards empowering consumers for the green transition through better protection against unfair practices and better information - Outcome of the European Parliament's first reading) (19 January 2024)」

EU法令検索サイト「European Parliament resolution of 17 January 2024 on the proposal for a Council regulation amending Annex II to Regulation (EC) No 396/2005 of the European Parliament and of the Council as regards maximum residue levels for thiacloprid in or on certain products (COM(2023)0739 - 2023/3005(RPS))」

より株式会社日本総合研究所作成

EU・グリーンウォッシュを禁止する規定（案）の概要②

禁止される主な環境主張¹

特定の製品・事業領域であるにも関わらず、製品全体・事業全体について環境に関する主張の禁止

((11) making an environmental claim about the entire product or the trader's entire business when it actually concerns only a certain aspect of the product or a specific, unrepresentative activity of the trader's business.)

- 製品が「リサイクル材料で作られている」として販売され、製品全体がリサイクル材料で作られているかのような印象を与えている場合でも実際にはパッケージのみがリサイクル材料で作られている場合などに適用。

Ex)「このスニーカーはリサイクルされたプラスチックを使用して製造されました。」

…実際にはスニーカーのソール部分のみにリサイクル素材を使用しているにも関わらず、このような表現を使用した場合、あたかもスニーカー全体にリサイクル素材を使用しているかのような誤解を招くため、禁止されるおそれがある。

温室効果ガス排出量の相殺（カーボン・オフセット）のみに基づいた環境主張の禁止

((12) It is particularly important to prohibit the making of claims, based on the offsetting of greenhouse gas emissions, that a product, either a good or service has a neutral, reduced, or positive impact on the environment in terms of greenhouse gas emissions.)

- 製品自体が環境に対する好影響を果たしていないにもかかわらず、「気候ニュートラル」、「CO2ニュートラル認証」、「カーボンポジティブ」、「気候ネットゼロ」、「気候補償」、「気候への影響の低減」、「二酸化炭素排出量の制限」などを主張することを禁止。

Ex)「当社製品を購入することでCO2排出削減に貢献にできます」

…実際には製品の製造自体に優れた環境パフォーマンスがないのにも関わらず、別事業等で環境保護活動等を行うことによって、事業活動全体に係る環境に対する影響を相殺している場合、製品そのものに対する環境主張は禁止されるおそれがある。

今後のスケジュール²

- 2024年2月20日に法案が欧州委員会による承認を受け採択。
- EU加盟国には法律の変更に適応するために**24か月の移行期間**が設定（2026年以降、施行）。

出典： 1. Council of the European Union「Interinstitutional File:2022/0092(COD) (Subject : Proposal for a DIRECTIVE OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL amending Directives 2005/29/EC and 2011/83/EU as regards empowering consumers for the green transition through better protection against unfair practices and better information - Outcome of the European Parliament's first reading) (19 January 2024)」、

EU法令検索サイト「European Parliament resolution of 17 January 2024 on the proposal for a Council regulation amending Annex II to Regulation (EC) No 396/2005 of the European Parliament and of the Council as regards maximum residue levels for thiacloprid in or on certain products (COM(2023)0739 – 2023/3005(RPS))」

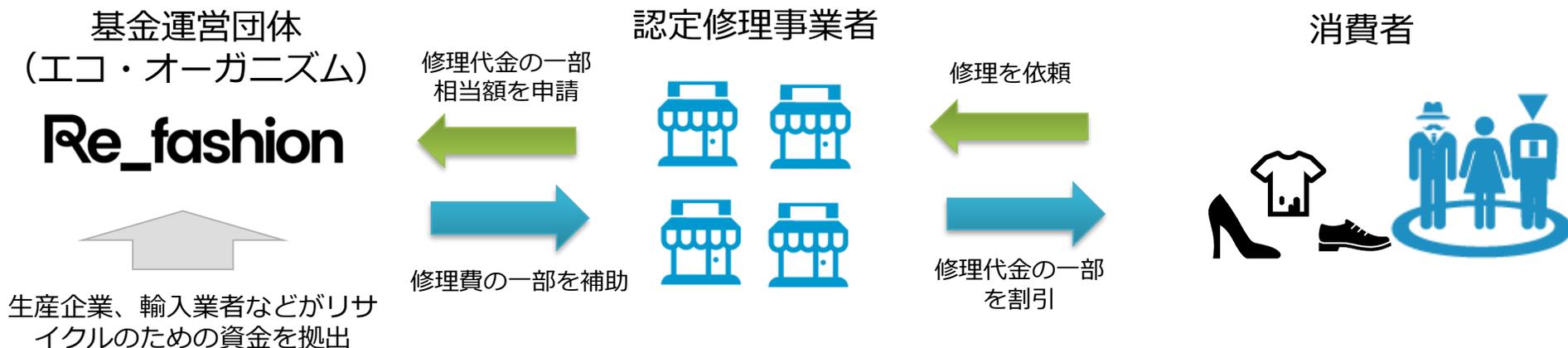
2. European Council / Council of the European Union「Council and Parliament reach provisional agreement to empower consumers for the green transition」より株式会社日本総合研究所作成

フランスの衣類・靴の修理費用支援制度

- 2023年7月11日、フランス政府は、衣類・靴の修理費用を支援する制度を、2023年10月から開始する旨発表。消費者にリペアによる長期利用を奨励し、修理される衣類・靴の量を、2028年までに35%に引き上げることを目指す。
- 循環経済法（2020年2月施行）において、エコ・オーガニズム（注）に対し、生産者や輸入業者が支払うリサイクルのための拠出金をもとに、修理促進のための基金の立ち上げを義務付け。当該事業は、この基金によって、エコ・オーガニズムである「Refashion」が運営予定。
（注）拡大生産者責任の枠組みの中で、国の認可を得てリサイクルや廃棄物の管理を行う非営利団体。

修理費用支援制度の概要・スキーム

- 実施・運営主体：Refashion（衣類・靴・リネンのエコ・オーガニズム）
- 予算額：1億5,400万ユーロ（2023～2028年の5年間）
- 補助額：修理の複雑さにより6～25€（靴のかかと修理（7€）、靴の裏地張り替え（25€）等）



1. 繊維産業の現状

2. **サステナビリティへの対応**

① 国内外におけるサステナビリティ推進の動向

② **経済産業省における取組**

3. サプライチェーンの維持・強靱化

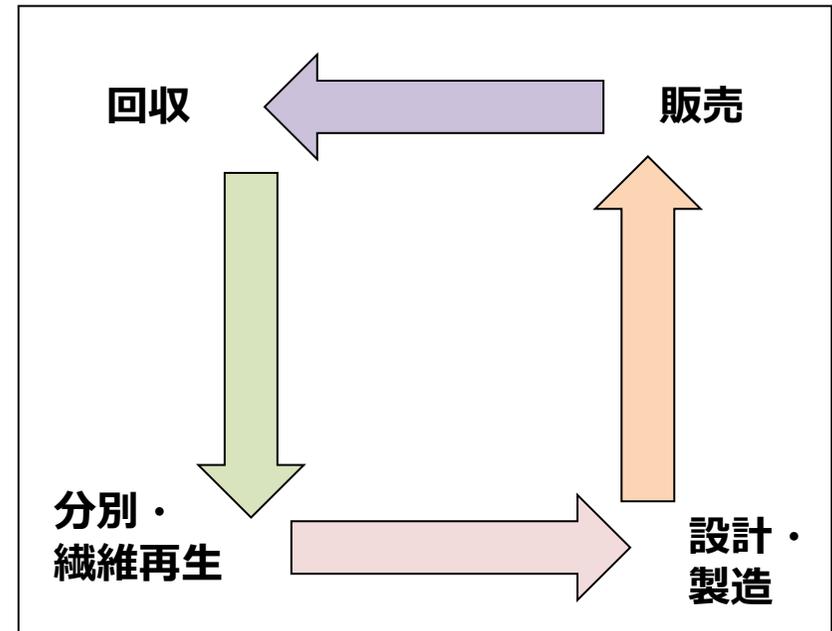
4. 取引適正化・労働環境整備

繊維製品の資源循環システム検討会の開催

- 繊維製品分野に関しては、特に欧州において、人権DDや環境配慮対応などのサステナビリティに関する取組が急速に進展。一方で、我が国における衣料品のリユースやリサイクルは約35%にとどまっている状況（繊維to繊維リサイクルは1%未満）。
- 我が国の繊維関連企業が、今後需要拡大が見込まれる海外市場においても競争力を維持・確保していくために、「繊維製品の資源循環システム検討会」を2023年1月に立ち上げ、資源循環システム構築に向けた課題と取組の方向性を整理。7回の議論を経て、2023年9月に報告書を取りまとめた。

- 繊維製品の資源循環システムを確立するためには、大きく「回収」「分別・繊維再生」「設計・製造」「販売」の4つのフェーズで課題が存在。それらを並行的に解決していくことが不可欠。
- 国内における衣料品の回収、回収した衣料品の分別やリサイクル、繊維から繊維へのリサイクル・再生、リサイクル繊維等を活用した製品の販売時における国内法制度等の現状、技術的な課題、消費者への理解等について、諸外国の動向を踏まえながら整理が必要。

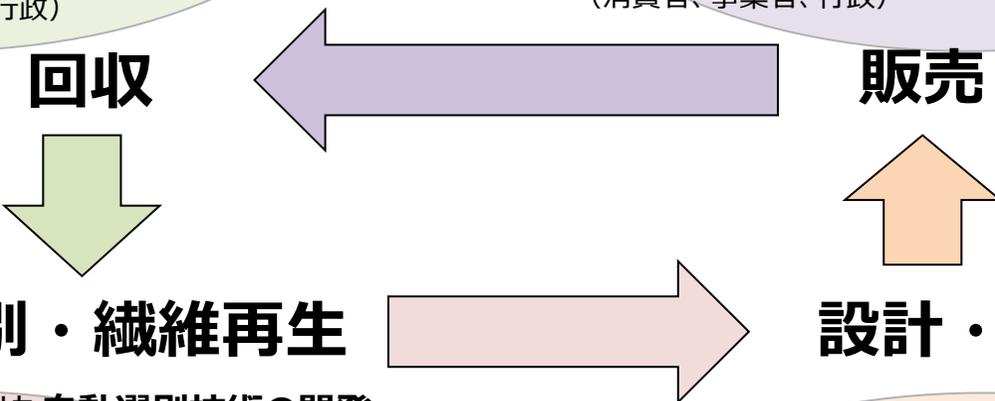
繊維製品の資源循環システムのイメージ



繊維製品の資源循環システム構築に向けた課題と取組の方向性まとめ

- 繊維リサイクルに協力する環境整備 (生活者、事業者、行政)
- 自治体のグッドプラクティスの収集・整理 (行政)
- リサイクル技術を有した事業者の自治体への発信 (行政)
- 事業者等の故衣料品等を循環利用する計画の認定と認定事業者に対する支援措置の検討 (行政)
- 広域認定制度の周知及び制度活用に向けた検討 (事業者、行政)
- 回収拠点の整備 (事業者、行政)

- 表示ルールの整備と標準化 (JIS化) の検討 (事業者、行政)
- 海外制度との調和 (ISO化の検討) (事業者、行政)
- 新たな表示制度の検討やグリーン購入等での優遇 (行政)
- アパレル企業等が情報開示に取り組みやすい環境の構築・取組に対する支援の検討 (事業者、行政)
- 国民の意識醸成に向けた国の責務の法的な位置づけの検討 (消費者、事業者、行政)



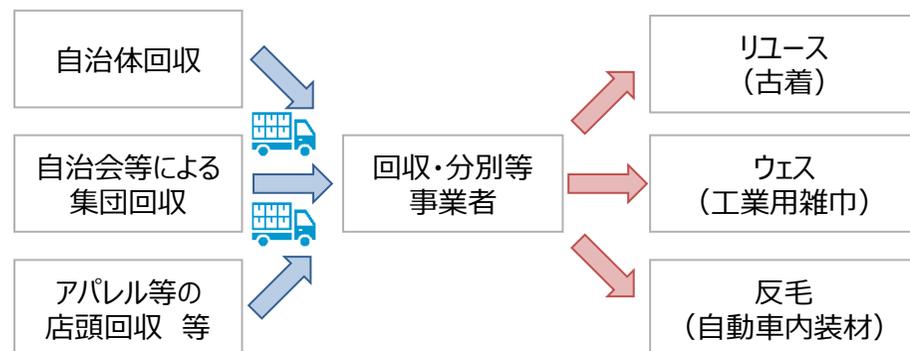
- 分別・選別の効率化に向けた自動選別技術の開発 (事業者、大学、行政)
- トレーサビリティ情報のデジタル化に関する取組の推進 (事業者、大学、行政)
- 単一素材のケミカルリサイクル技術の商用化に向けたコスト低減・リサイクル繊維の品質向上等の技術高度化 (事業者、大学、行政)
- 複合素材繊維の分離・再生技術の開発 (事業者、大学、行政)
- 超臨界無水型脱色加工技術等の水消費量の少ないプロセスの開発 (事業者、大学、行政)

- 「環境配慮設計ガイドライン」の策定と法制度上の位置づけの検討 (事業者、行政)
- 繊維製品におけるマテリアルフローの更なる精緻化 (事業者、行政)
- ガイドライン準拠製品に対する新たな表示のあり方、製造事業者に対する支援措置の検討 (行政)

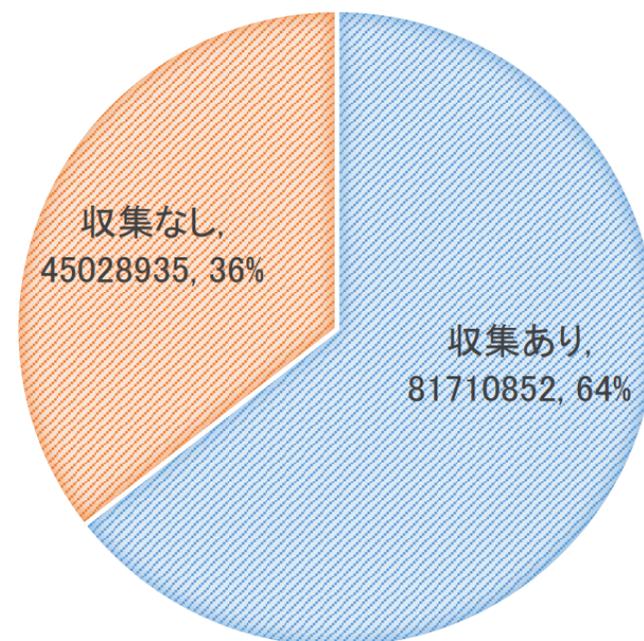
回収に関する課題

- 国内における衣料品の回収ルートは、地方自治体による資源回収とアパレル企業等による店頭回収が主流。一方で、生活者が故衣料品をごみとして廃棄をするのは、生活者の資源意識の欠如だけでなく、利便性の高い資源回収場所が近隣に存在しないことも理由の一つと考えられる。
- 自治体による布類の資源回収は、回収・分別事業者が近隣に存在しない等の理由から、人口ベースで約4割の自治体で衣料品の回収ができていない状況。

回収スキームの例



布類回収状況（人口比）



出典：環境省「一般廃棄物処理実態調査結果」（2021）。

回収に関する課題と取組の方向性

現状と課題		取組の方向性
生活者に対し、故衣料品が「資源」であることが十分に認識されていない	→	国・自治体・事業者による普及啓発 環境整備
利便性のある故衣料品の回収場所が存在しない	→	回収拠点のより一層の整備 環境整備
「専ら物」に関する自治体の理解促進	→	自治体のグッドプラクティスの収集・整理 リサイクル技術を有する事業者の自治体等への発信の仕組みの整備 周知・広報
産業廃棄物である企業ユニフォーム等に関しては、広域認定制度を活用した回収を行うことも、故衣料品の回収率を向上させるために重要	→	広域認定制度の周知と制度活用 に向けた検討 周知・広報
回収された故衣料品を再利用・再生利用へと確実に繋げることが重要	→	事業者等の故衣料品等を循環利用する計画の認定と認定事業者に対する支援措置 の検討 計画認定・支援措置



京都市における資源回収の様子



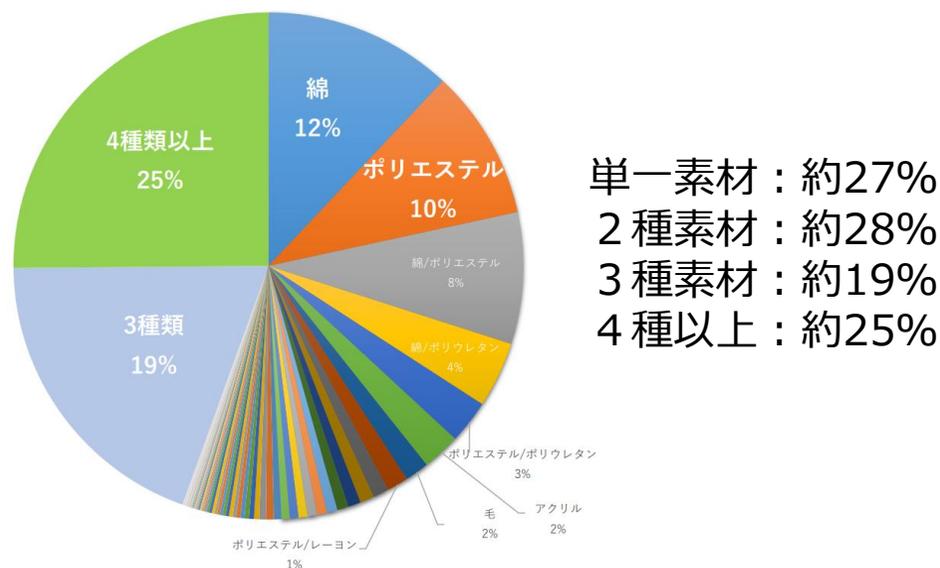
アパレル企業における店頭回収の一例（青山商事、ライトオン）



分別・繊維再生に関する課題

- 回収した故衣料品は手作業で分別されており、自動選別技術の開発等を通じた作業効率化が必要。
- 単一素材のケミカルリサイクル技術については、商用化に向けた技術のさらなる高度化が必要。
- また、衣料品は混紡品等の複合素材繊維が多く、現状のリサイクル技術では対応が困難であるため、複合素材繊維の再生に向けた分離技術の開発が必要。

手放された衣類の素材別割合（行政回収）



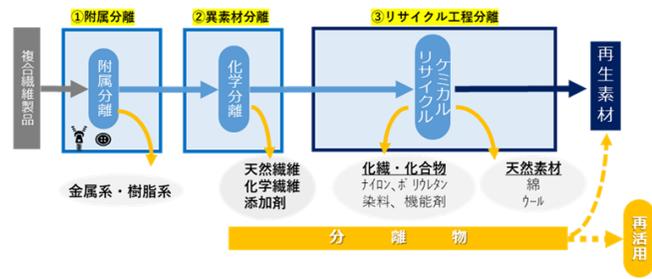
出典：環境省（ナカノ株式会社協力）調べ。
調査期間：2022年12月7日～2023年1月13日 計20日間
調査量：3479kg 神奈川・東京・静岡の行政回収品から単一素材、2種類素材、3種類素材をそれぞれ調査、4種類以上は一括り

分別・繊維再生に関する課題と取組の方向性

現状と課題	取組の方向性
利便性のある故衣料品の回収場所が存在しない	回収拠点のより一層の整備（再掲） 環境整備 技術開発・標準化
故衣料品の回収増加や労働人口減少に耐えうる効率的な分別・選別体制の構築	故衣料品の分別・選別の効率化に向けた 自動選別技術の開発 （NEDO先導研究） 故衣料品に含まれる繊維素材等に関する 情報のデジタル化 （ICタグ活用の標準化調査） 技術開発
単一素材のリサイクル技術の商用化に向けたリサイクル繊維の品質向上や再生にかかるコスト・エネルギーの低減	単一素材のケミカルリサイクル技術の商用化に向けた コスト低減・リサイクル繊維の品質向上等の技術高度化 （令和4年度補正予算にて支援） 技術開発
回収される故衣料品の約65%が混紡品、混紡品の分離・再生技術は未開発	混紡品の分離・再生技術の開発 （NEDO先導研究） 技術開発
故衣料品の脱色プロセスにおける環境負荷（水等の使用）の削減	超臨界脱色加工技術等の 水消費量の少ないプロセスの開発 （NEDO先導研究） 技術開発



回収された故衣料品の選別の様子



複合素材繊維の分離プロセスの一例

【参考】NEDO先導研究プログラム／エネルギー・環境新技術先導研究プログラム

- 本事業の目的は、**脱炭素社会の実現や新産業の創出**に向けて、課題の解決に資する**技術シーズを発掘**し、産業技術に発展させていくための**要素技術を発掘・育成**すること。
- 「繊維製品の資源循環のための選別・分離技術の研究開発」については、2023年度より研究開発が開始。

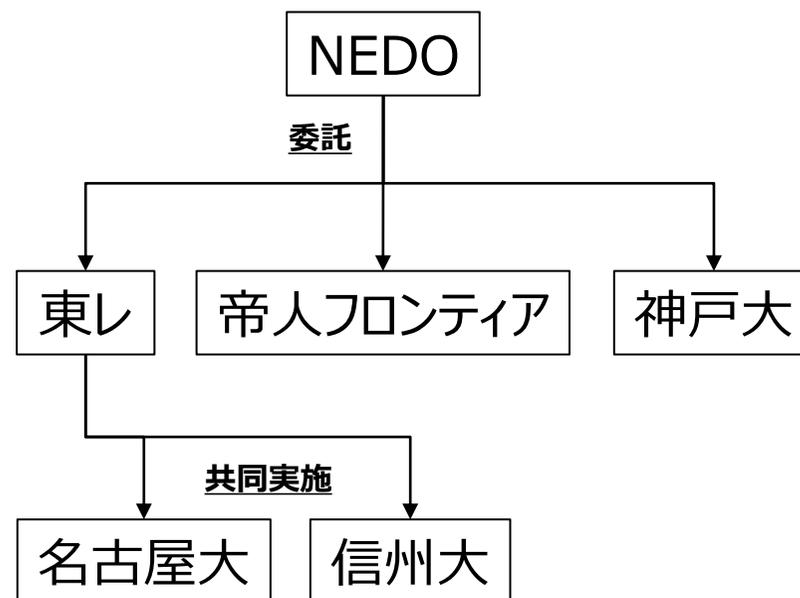
● 研究テーマ

研究開発テーマ	開始年度	実施体制
植物由来繊維資源循環プロセスの研究開発	2022	信州大学 日清紡ホールディングス株式会社 日清紡テキスタイル株式会社 株式会社ナカムラサービス
無水・CO ₂ 無排出染色加工技術の開発	2022	サステナテック株式会社 福井大学 紀和化学工業株式会社 株式会社日阪製作所 ウラセ株式会社
繊維製品の資源循環のための選別・分離技術の研究開発	2023	東レ株式会社 帝人フロンティア株式会社 神戸大学

● 繊維製品の資源循環のための選別・分離技術の研究開発

【研究開発項目】

- 回収繊維製品の効率的選別技術の研究開発
(リユース・リサイクル処理に向けた付属品除去・選別技術の検討)
- 他素材混繊維の前処理技術の研究開発
(リサイクル前の成分の単体分離および高純度化技術の検討)



設計・製造、販売に関する課題と取組の方向性

現状と課題

長寿命化やリサイクルしやすい製品設計、製品の環境配慮の度合いを評価するための仕組みが必要。

取組の方向性

「環境配慮設計ガイドライン」の策定
 (法制度上の位置づけについても検討)

繊維製品におけるマテリアルフローの更なる精緻化

環境配慮設計ガイドライン準拠製品に対する**表示のあり方、製造事業者に対する支援措置**の検討

ガイドライン策定
環境整備
支援措置

現状と課題

リサイクル繊維の定義、リサイクル素材の含有量、リサイクルプロセスにおけるCO2排出量等に関する表示ルールが未整備。

取組の方向性

標準化 (JIS化) の検討と海外制度との調和
 (ISO化を見据えた検討)

新たな表示制度の検討やグリーン購入等での優遇

標準化

アパレル企業等により回収された故衣料品の処分方法に関する情報開示が十分でない。

アパレル企業等が回収した**故衣料品の情報開示に取り組みやすい環境整備**、取組に対する支援の検討

環境整備
支援措置

生活者のリサイクル繊維に対する理解の深化やリサイクル製品の購入促進

意識醸成に向けたそれぞれのプレイヤーの責務の明確化

意識醸成



分解したダウンジャケット



環境配慮設計の一例 (東和株式会社)



アパレル企業等によるリサイクル繊維表示の一例 (アダストリア、しまむら)

繊維製品の環境配慮設計ガイドラインの策定について

繊維製品における環境配慮設計を促進していくため、業界団体や試験機関、消費者団体等の御協力を得て、**繊維製品の環境配慮設計ガイドライン**を作成。ガイドラインでは、繊維産業のサプライチェーンに従事する**各事業者にて取り組むべき環境配慮設計項目、評価基準や評価方法を設定**。

環境配慮設計ガイドラインの策定体制

- ・ガイドラインは、2023年度経済産業省の委託事業「繊維産業における環境配慮設計に関する標準化調査」の成果の一部としてとりまとめた。
(委託先：一般財団法人日本規格協会、一般社団法人繊維評価技術協議会)
- ・ガイドラインの作成に当たっては、**素材から製品、販売・流通、消費者を代表する有識者の御協力を得て**、調査・検討した。

委員長：森川英明 信州大学繊維学部学部長 兼 副学長
 分科会委員長：村上泰 信州大学 繊維学部 教授 (分科会では企業中心に検討)
 委員・分科会委員 (事務局：一般社団法人 繊維評価技術協議会)

繊維団体等	試験機関
日本繊維産業連盟 日本化学繊維協会 日本紡績協会 一般社団法人 日本染色協会 日本羊毛産業協会 一般社団法人 日本アパレル・ファッション産業協会 ジャパンサステナブルファッションアライアンス 一般社団法人 日本ボディファッション協会 全日本婦人子供服工業組合連合会 日本綿スフ織物工業連合会 日本ニット工業組合連合会 日本絹人織織物工業連合会 日本ユニフォーム協議会 協同組合関西ファッション連合 日本羽毛製品協同組合 日本プラスチック工業連盟	一般財団法人 カケンテストセンター 一般財団法人 ポーケン品質評価機構 一般財団法人 日本繊維製品品質技術センター 一般財団法人 ニssenケン品質評価センター 一般財団法人 ケケン試験認証センター 一般財団法人 メンケン品質検査協会 一般財団法人 日本タオル検査協会 公益財団法人 日本繊維検査協会
繊維企業	消費者団体・流通団体
東洋紡株式会社 ユニチカトレーディング株式会社 株式会社ワールドプロダクションパートナーズ パタゴニア日本支社 スタイルム瀧定大阪株式会社	主婦連合会 公益社団法人 日本消費アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 特定非営利活動法人 東京都地域婦人団体連盟 一般財団法人 消費科学センター 一般財団法人 日本消費者協会 公益社団法人 全国消費生活相談員協会 日本チェーンストア協会 一般社団法人 日本百貨店協会

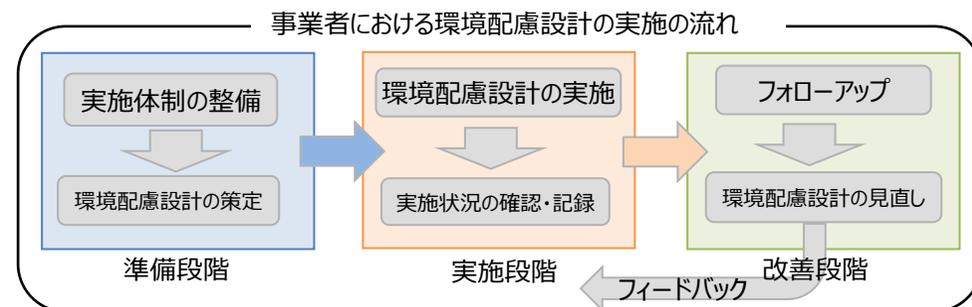
環境配慮設計ガイドラインの概要

ガイドラインは、JISQ62430：2022（環境配慮設計－原則、要求事項及び手引き）に基づいて、国内の繊維製造等事業者が、繊維製品の環境配慮設計項目及び評価基準等を勘案し、環境配慮設計を推進できるように作成。

環境配慮設計項目は、繊維製品ライフサイクルの各段階で設定し、環境配慮設計項目ごとに事業者への調査やエコデザイン規則案等、海外調査や他産業の動向を踏まえ、評価基準及び評価方法を設定（次頁）。

事業者は、繊維製品の設計段階において環境配慮の目的・目標を立て、Plan（計画）、Do（実施）、Check（点検）、Action（見直し）による継続的改善を図ることが望ましい。

事業所ごと、又は本社に環境配慮設計実施の責任者を設置し、ガイドラインの実施及びその記録の保管を行う体制を整えることを推奨する。



環境配慮設計ガイドラインの策定

ガイドラインでは、繊維産業のサプライチェーンに従事する各事業者にて取り組むべき環境配慮設計項目、評価基準や評価方法を設定。

環境配慮設計項目	評価基準	評価方法
1. 環境負荷の少ない原材料の使用	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物抑制の目標を設定しているか ・廃棄物の量を把握しているか ・廃棄物の発生を抑制する取り組みをしているか ・製品に使用されるパーツの数を減らし廃棄物量を削減しているか ・廃繊維の有効活用を行っているか ・適量生産により製品の量を抑制しているか ・適正な在庫管理により製品の量を抑制しているか ・ファッショントレンドの把握などによる在庫量の削減に取り組んでいるか ・リサイクルを妨げる物質を使っていないか ・廃棄物の発生を抑制する取り組みを情報開示しているか 	<ul style="list-style-type: none"> ・裁断時の廃棄物を最小化するデザイン・部品（パーツ）の採用や廃棄物の再利用など ・工程廃棄物の削減（JISQ62430） ・未使用製品の廃棄禁止（EU）
2. GHG排出抑制、省エネルギー		
3. 安全性への配慮		
4. 水資源への配慮		
5. 廃棄物の抑制		
6. 包装材の抑制	<ul style="list-style-type: none"> ・リペア・リユースの方針や目標は設定しているか ・事業者がリペア・リユースを実施しているか ・使用者がリペア・リユースしやすい環境になっているか（受け入れ先があるか） ・使用者が製品を持ち込みやすい方法になっているか ・回収基準はあるか ・リペアしやすい商品設計となっているか ・リペアキットなどは販売されているか ・再生衣料品に対する保証はされているか ・リペア・リユースの実施について使用者へ周知されているか 	<ul style="list-style-type: none"> ・使用者がリペア・リユースしやすい環境になっているか（受け入れ先があるか） ・リペア・リユースの可能性 ・リペア・リユースの受け入れ先の妥当性（自社、委託など） ・リペア・リユースによる廃棄物の抑制量の推移
7. 繊維くずの発生抑制		
8. 長期使用		
9. リペア・リユースサービスの活用		
10. 易リサイクル設計		
11. 繊維製品のリサイクル	<ul style="list-style-type: none"> ・易リサイクル設計に関する方針や目標を設定しているか ・リサイクルしやすい設計になっているか（簡単に取り外せるかなど） ・部品（パーツ）の共有化が図られているか ・素材が統一されているか（ボタンやファスナーなど） ・容易にリサイクルできることを情報開示しているか 	<ul style="list-style-type: none"> ・衣料品のコンポーネントと材料を識別するためのコンポーネントと材料の標準区分の使用（EU） ・衣料品の特定のコンポーネントの非破壊的な分解と再組み立てを容易にする設計手法の使用（EU） ・破損しやすい部品には（交換を容易とする上で）標準的な部品を採用（EU） ・衣料品における互換性のある部材の使用（EU）
	<ul style="list-style-type: none"> ・従来品とのリサイクルしやすいパーツの全体割合 ・手作業で分別・解体しやすいの検証 ・従来との素材の種類数の比較検証 ・分解を考慮した設計による構成部品及び材料の再利用及びリサイクル可能性の拡大（JISQ62430） ・製品の耐用年数終了時に容易にリサイクルできるような設計（EU） 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・年間再生資源の使用率の比較 ・再生資源の混用率 リサイクル繊維の含有量 ・繊維製品と履物に含まれるリサイクル含有量（EU） 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・品質確保のための各種試験（耐久性、伸縮性など）の実施 ・従来同等品と品質比較検証 ・品質基準の有無、品質基準に対する各種試験（耐久性など）の実施 	

環境配慮設計ガイドラインの利用方法

- 繊維産業のサプライチェーンに従事する各事業者（糸製造、染色・加工、生地製造、縫製）は、環境配慮において、**生産、販売、リペア・リサイクルの各段階に応じた環境配慮が求められる。**

環境配慮設計ガイドラインの利用方法

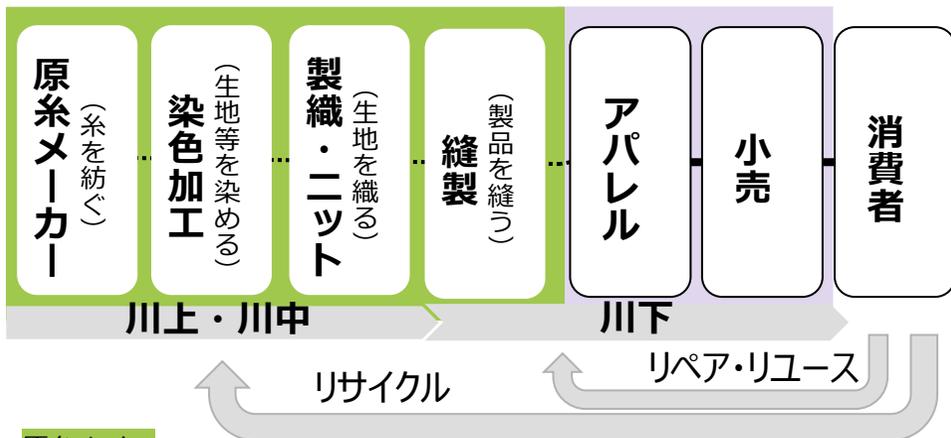
事業者が取り組む環境配慮設計の主な内容は以下のとおり。教育機関においても、学生等へ環境配慮の考え方、実践方法について普及、促進されることが望ましい。

染色加工

水使用が多いため、「水資源の配慮」が求められる。また、「GHG排出抑制・省エネルギー」や、染料や加工材など化学物質について「安全性の配慮」も求められる。

アパレル・小売

設計段階において、「易リサイクル設計」や「長期使用」が求められる。販売段階において「包装材の抑制」や、消費段階において「リペア・リユースサービスの活用」が求められる。



原糸メーカー

糸の原料については「環境負荷の少ない原材料の使用」、生産工程では「GHG排出抑制・省エネルギー」が求められる。使用済繊維を再利用する「繊維製品のリサイクル」への取り組みも求められる。

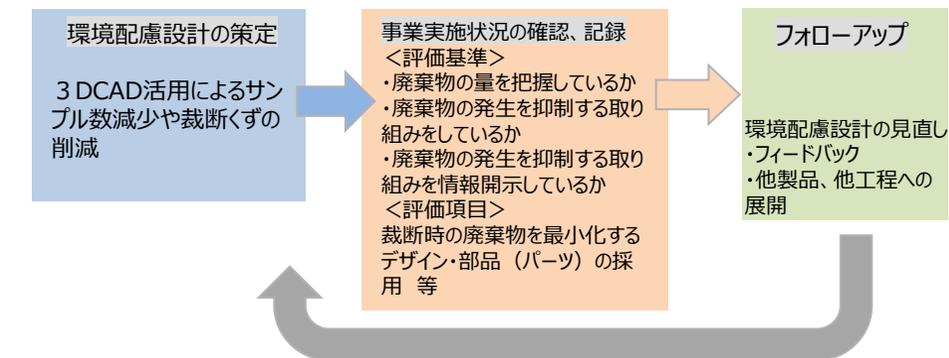
製織・ニット、縫製

生産工程では「廃棄物の抑制」や、耐久性など「長期使用」に向けた工夫が求められる。

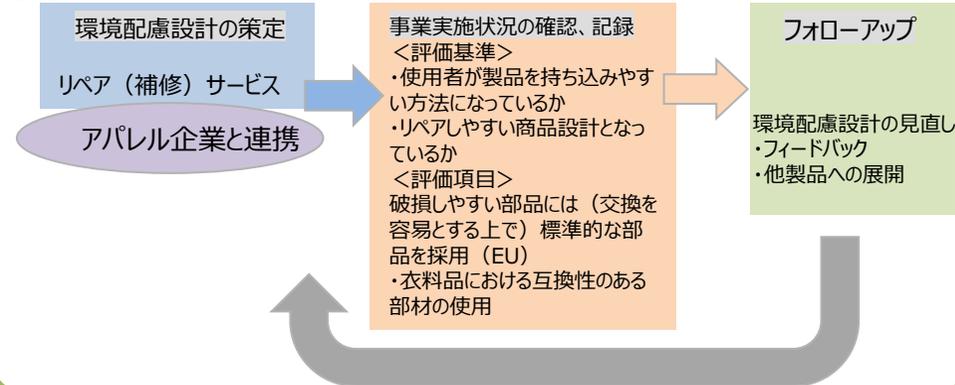
(活用例) 縫製企業

生産工程では、「廃棄物の抑制」として、生地を裁断する際の裁断くずや、サンプル製造数を削減することは重要である。「長期使用」の観点から耐久性を持たせた縫製は必要であるし、今般、大手衣料品メーカーがリペア（補修）サービスを相次いで始めている。環境配慮の意識の高まりとともに、アパレルメーカーと協力しながら「リペアサービス」の拡大が見込まれている。

(1) 廃棄物の抑制例



(2) リペアサービス例



繊維製品の環境配慮設計ガイドラインの普及活動と今後の予定

- 普及活動として、事業者向けには、人材育成や技術的支援、LCAやCFPを容易に算出できるよう手順書を整備する。また、消費者向けには、意識向上や行動変容を促す取組について検討していく。
- 2024年度以降は、環境配慮設計ガイドラインの規格化等を見据えた検討を行っていく。

普及活動の実施

<事業者向け>

- ・環境配慮設計の理解向上のため、Q&Aを作成し、説明会等を開催する。
- ・LCAやCFPの算定に当たっては、環境マネジメントライフサイクルアセスメント原則及び枠組み（JIS Q 14040：2010）やカーボンフットプリントガイドライン（2023年5月経済産業省、環境省）などがあるが、繊維分野としてまとめられた文書は少ないことから、事業者がLCAやCFPを容易に算出できるよう手順書等を策定する。
- ・特に、中小企業者への環境配慮設計の取組を促進するため、大学や試験機関等による人材育成や技術的支援を行う。
- ・環境配慮製品の普及を促進するため、グリーン調達等を活用するなど仕組みづくりを検討する。

<消費者向け>

- ・環境配慮設計製品の普及のため、消費者への意識向上や行動変容を促す取組を行う。

なお、消費者を欺く行為として「グリーンウォッシュ」の問題も取りざたされているため、本ガイドラインを参考に環境に関する主張の信頼性の確保、適正な表現での情報開示、環境配慮設計の根拠を明示するなどの留意が必要である。

今後の予定

2024年度以降は、欧州はじめ海外動向を引き続き注視しつつ、海外機関とも協力を図り、我が国の国際競争力の維持、発展につながるよう環境配慮設計ガイドラインの規格化を検討していく。

- (1) 標準的共通指標の策定
 - ・環境配慮設計項目毎に要求されるスペックや評価方法としての標準的共通指標を策定する。また、欧州のエコデザイン規則やデジタル製品パスポート等の枠組みが明確化した際には必要な対応を盛り込む。
- (2) トレーサビリティ情報の管理
 - ・衣料製品でのトレーサビリティ情報のデジタル化に関する調査を2023年度に実施したが、引き続き検討を進める。
- (3) 信頼性の確保
 - ・ガイドラインに準拠して作られた製品であることを確認できる仕組みとして、表示方法、第三者機関による評価等を検討する。

想定スケジュール

- (1) 標準的共通指標の策定
- (2) トレーサビリティ情報の管理
- (3) 信頼性の確保



JIS/ISO化に向けては、欧州との調和が重要。日本の繊維の国際競争力維持発展につながるよう、EU等の海外動向を注視しつつ、ISO策定期間については柔軟に対応していく。

産業構造審議会 繊維産業小委員会の再開について

- 衣料品の低価格化や供給量の増加に伴い、繊維産業は「環境汚染産業」と指摘され問題となっている。こうした状況を踏まえ、繊維産業における①環境配慮等のサステナビリティへの対応、②人材確保・取引適正化への対応、③繊維産地におけるサプライチェーンの維持に向けた取組の方向性等の諸課題に関する議論を行うため、産業構造審議会繊維産業小委員会を2023年11月に再開。

委員名簿

<委員長> 新宅 純二郎	明治大学経営学部 特任教授
<委員> 生駒 芳子	ファッション・ジャーナリスト 一般社団法人日本エシカル推進協議会 会長
井上 真理	神戸大学大学院人間発達環境学研究科 教授
大矢 光雄	日本化学繊維協会 会長
柿本 章子	主婦連合会 副会長、衣料部部長
久我 尚子	株式会社ニッセイ基礎研究所生活研究部 上席研究員
鈴木 恒則	一般社団法人日本アパレル・ファッション産業協会 理事長
筑紫 圭一	上智大学法学部地球環境法学科 教授
富吉 賢一	日本繊維産業連盟 副会長兼事務総長
福田 稔	A.T.カーニー株式会社 シニアパートナー
松浦 昭彦	全国繊維化学食品流通サービス一般労働組合同盟 会長
森川 英明	信州大学繊維学部先進繊維・感性工学科 教授 信州大学副学長
吉高 まり	三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 フェロー（サステナビリティ） 東京大学教養学部 客員教授
渡邊 純子	西村あさひ法律事務所・外国法共同事業 弁護士
<オブザーバー> 山地 あつ子	消費者庁消費者教育推進課 課長
近藤 亮太	環境省「ファッションと環境」タスクフォース

開催実績

- 第7回**（2023年11月10日）
繊維産業の繊維産業の現状と国内外のサステナビリティをめぐる動向等を踏まえた取組の方向性について
- 第8回**（2023年12月25日）
国内における繊維製品の環境配慮等に関する取組について
- 第9回**（2024年2月29日）
EU・フランスにおける繊維製品の資源循環に関する制度整備の検討状況について
- 第10回**（2024年3月18日）
繊維製品の設計・製造、販売に関する課題の対応について
- 第11回**（2024年4月19日）
人権等DDの普及や繊維産業における取引適正化の徹底、サステナビリティへの対応を踏まえたサプライチェーン再構築・強靱化等について
- 第12回**（2024年5月31日）
アパレル企業の情報開示について、中間とりまとめ（骨子案）
- 第13回**（2024年6月14日）
繊維・アパレル産業における環境配慮情報開示ガイドライン（案）、繊維産業における資源循環システム構築に向けたロードマップ（案）、中間とりまとめ（案）

資料・議事は
当省HPに掲載中



※第6回までは2022年5月までに開催。

「繊維・アパレル産業における環境配慮情報開示ガイドライン（第1版）」について

- 我が国の繊維・アパレル企業が消費者等に向けて、主体的に環境配慮情報の開示を行うことができるよう、「**繊維・アパレル産業における環境配慮情報開示ガイドライン**」を2024年6月に策定。
- ガイドラインでは、**情報開示をめぐる国内外の制度動向**の紹介や、**我が国における情報開示の考え方**、**情報開示が期待される項目**等を設定。さらに、中小の繊維・アパレル企業も活用しやすいよう、国内企業の開示事例や用語集も掲載。

ガイドラインに記載された 「我が国における情報開示の考え方」

情報開示にあたっては、グリーンウォッシュにならないように、自社・投資家・消費者といった直接のステークホルダーの利益だけでなく、**間接的に影響を及ぼす社会一般の利益に自社の事業活動がどのような影響を及ぼすのか**について問題意識をもって取り組むことが重要。

（1）事業活動が外部環境に及ぼす影響の特定、及び行動方針の策定

例）「事業活動における温室効果ガス排出の削減」

（2）数値目標（KPI）の設定

例）「●●年度までに●●年度と比較し、●●%排出量を削減する」

（3）目標達成にむけた具体的な取組の設定

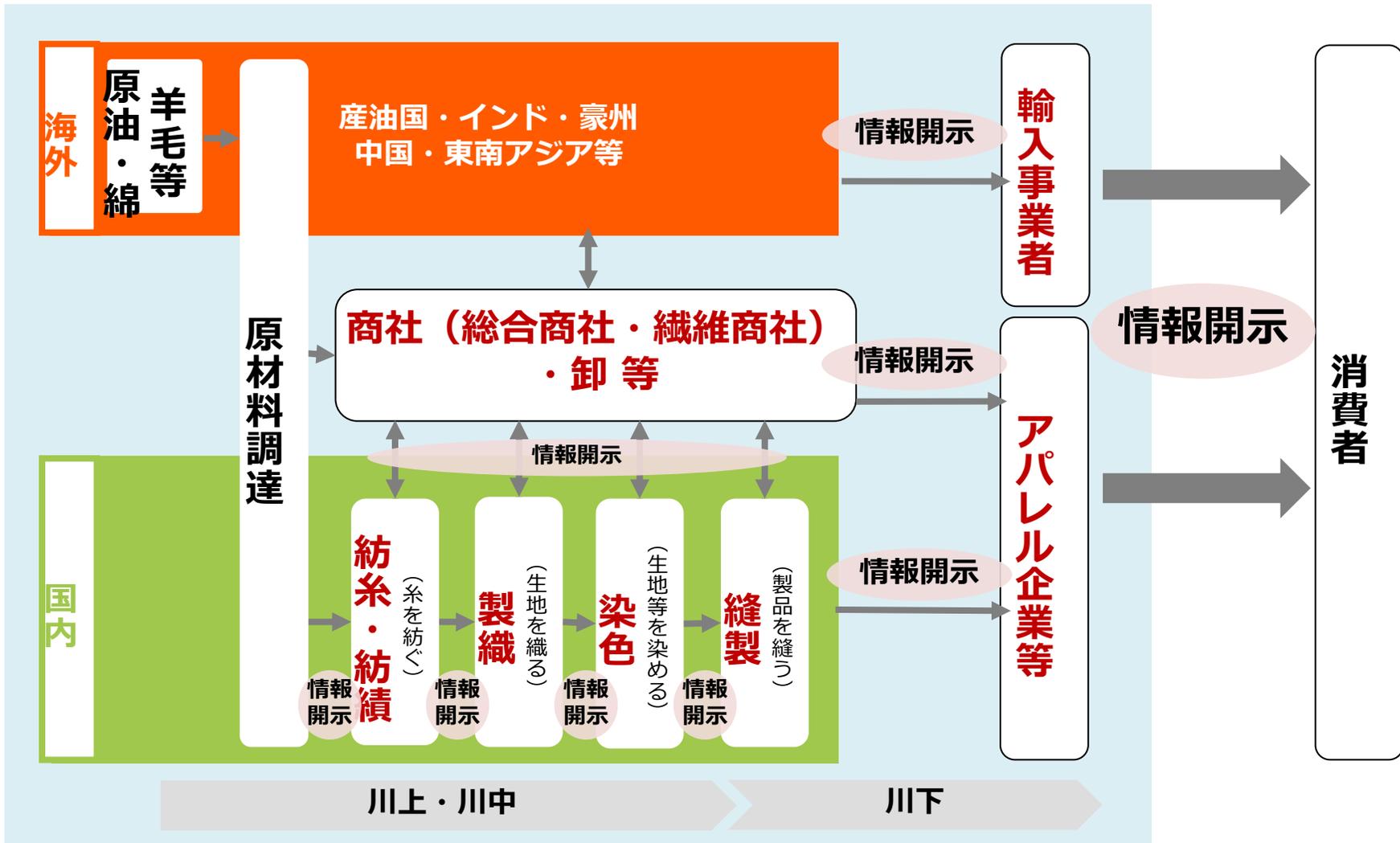
例）「輸送時の温室効果ガス排出を抑制するため、海外で生産された生地ではなく国内の近隣事業者で生産された生地を使用する」

情報開示が期待される項目一覧

- （1）製造工程におけるエネルギー使用量又は温室効果ガス排出量
- （2）製造工程における水使用量
- （3）環境に配慮した原料・素材の使用
- （4）使用、廃棄に係る環境負荷
- （5）化学物質の使用量
- （6）販売製品の廃棄量
 - ①繊維製品の製造企業における廃棄量（製造工程で発生する残糸・捨て耳や裁断くず等）
 - ②アパレル企業における販売製品の廃棄量
- （7）回収した衣料品の処分方法
- （8）生物多様性に関する取組
- （9）その他環境配慮に関する取組

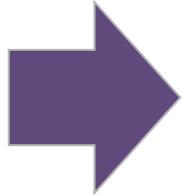
ガイドラインの対象者

- (1) 繊維製品を企画・設計し、消費者に販売する、アパレル企業・商社（総合商社・繊維専門商社）・卸・輸入事業者等
- (2) 繊維・アパレル産業のサプライチェーン上の、紡糸・紡績・製織・染色・縫製を行う企業等



「繊維・アパレル産業における環境配慮情報開示ガイドライン（第1版）」の今後の予定

- 国際的な評価を担保するための**第三者認証等の情報の信頼性を高める取組**や、将来的には環境配慮に加え、**人権配慮に関する取組の情報開示も求められる**ことから、繊維・アパレル企業の海外展開を見据え、**国際的な開示枠組や国内の主要枠組との整合性**を検討していく。



- 欧州等の状況も踏まえながら、ガイドライン策定から**3年後**を目途に**進捗状況をフォローアップ**し、適切な対応について検討。
- 2026年**を目途として、**国内の大手アパレル企業**における情報開示を徹底。
- さらに、**2030年度**を目標として、**国内市場における主要なアパレル企業**において情報開示率を**100%**にすることを目指す。

繊維製品における資源循環ロードマップ

- **2040年の資源循環システムの構築、適量生産・適量消費の達成**を目指し、そのための**KPI**を設定。まずは、それぞれの項目で**2030年をターゲットイヤーとした個別目標**を達成していく。

衣料品の回収量の増加に向けた制度整備

自治体や事業者のグッドプラクティスを収集・整理（環境省）

脱炭素化と再生資源の質と量の確保等の資源循環の取組を一体的に促進（環境省）

家庭から廃棄される衣類の量の2020年度比
25%削減

資源循環システム構築に資する技術基盤の整備

選別・分離
再資源化
技術開発

複合素材繊維の選別・分離・再資源化にむけた実証研究

事業化

手放される衣料品のうち、
繊維to繊維リサイクルで
5万トンを処理

リサイクルプロセスの環境負荷低減

繊維製品における環境配慮設計の推進

環境配慮設計の国内規格（JIS）化の推進

国際規格（ISO）化の推進

グリーン購入法特定調達品目での対応を通じた環境配慮設計製品の公共調達での普及

環境配慮設計
ガイドラインの
企業普及率
80%

LCA・CFP
算出手順書の整備

大学・試験研究機関等における人材育成・技術指導支援

アパレル産業における情報開示の推進・グリーンウォッシュ対策

「情報開示ガイドライン」策定・取組の推進

取組状況の確認・更なる取組の検討

環境配慮設計製品の表示方法・評価方法の検討

方法の決定

表示・第三者評価の運用開始

消費者教育・意識醸成の推進

国内主要アパレル
企業の情報開示率
100%

必要に応じて追加の取組・対応の強化を検討

資源循環システムの構築

適量生産・適量消費の達成

参考：欧州における対応の方向性

ESPR施行（未使用繊維製品の廃棄禁止、環境配慮設計の要件化、リサイクル繊維等の定義、DPP等）

CSRDに基づく情報開示の義務化

「持続可能な繊維戦略」
ターゲットイヤー

2024 2025 2026 2027 2028 2029 2030 2040 (年度)

1. 繊維産業の現状

2. サステナビリティへの対応

① 国内外におけるサステナビリティ推進の動向

② 経済産業省における取組

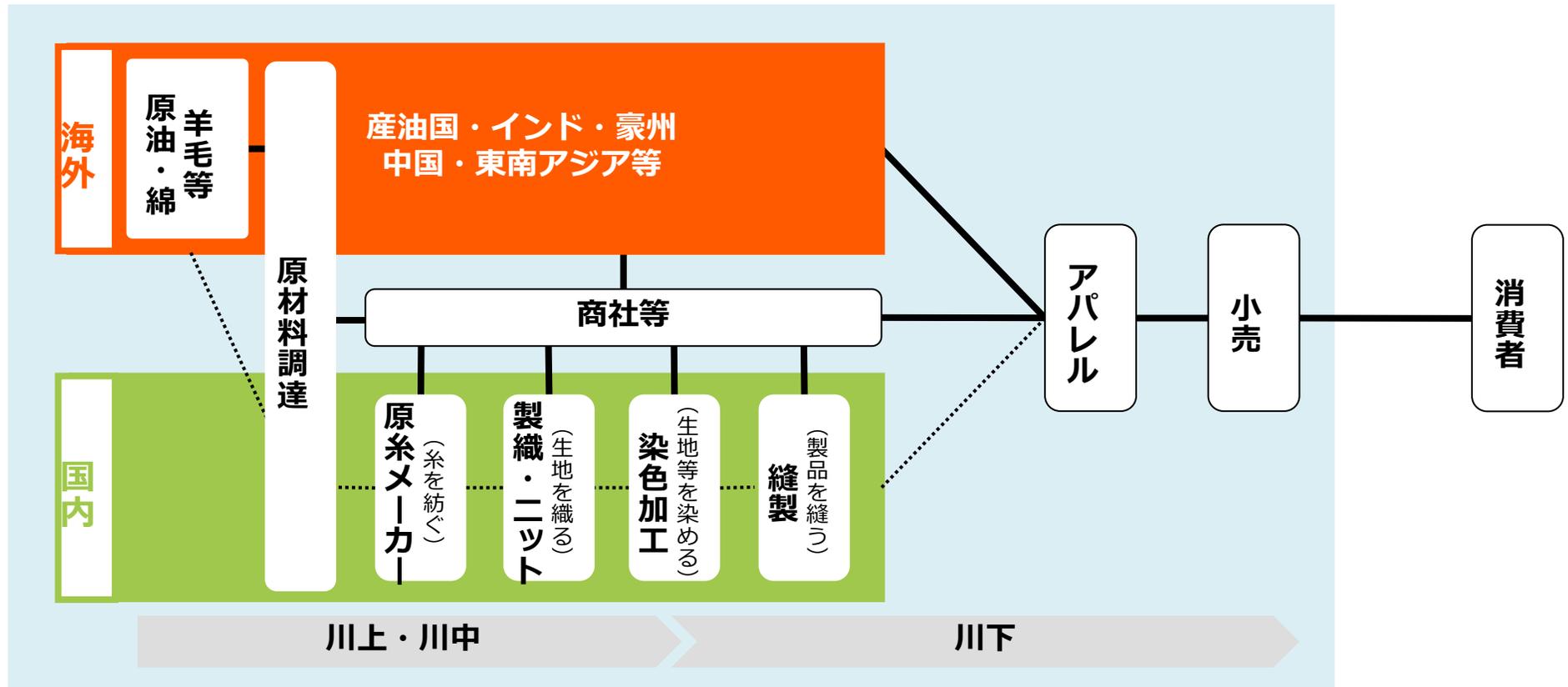
3. サプライチェーンの維持・強靱化

4. 取引適正化・労働環境整備

繊維産業のサプライチェーンの特徴

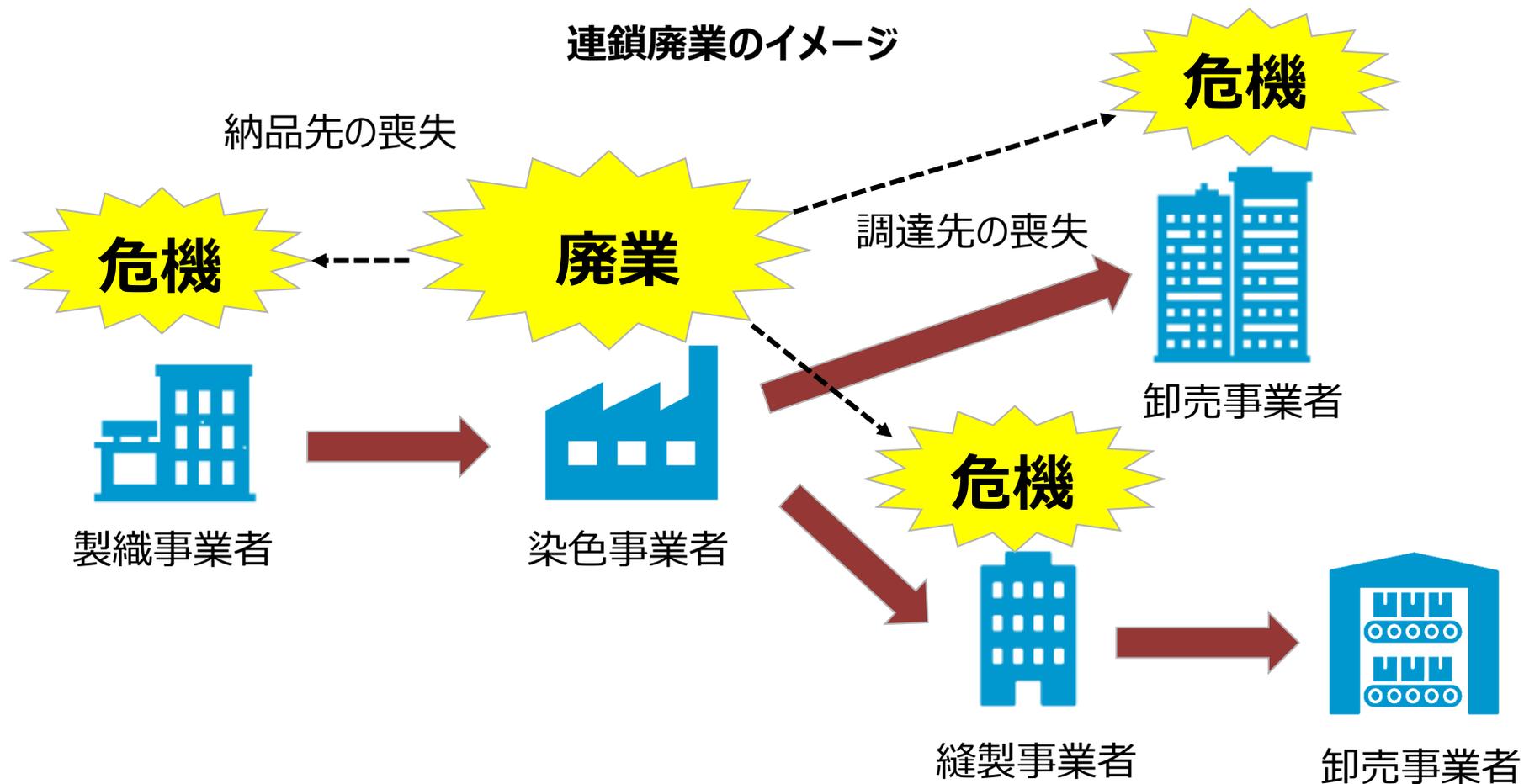
- 国内の繊維産業は、原糸の製造、生地^①の製造、生地等の染色加工、縫製の各工程が分業構造となっているのが特徴。
- 日本の素材は海外ブランド等から高く評価される一方で、アパレルは中国・東南アジア等からの輸入依存が強くなり、国内繊維産業との結びつきが希薄化。

日本の繊維産業の典型的なサプライチェーン



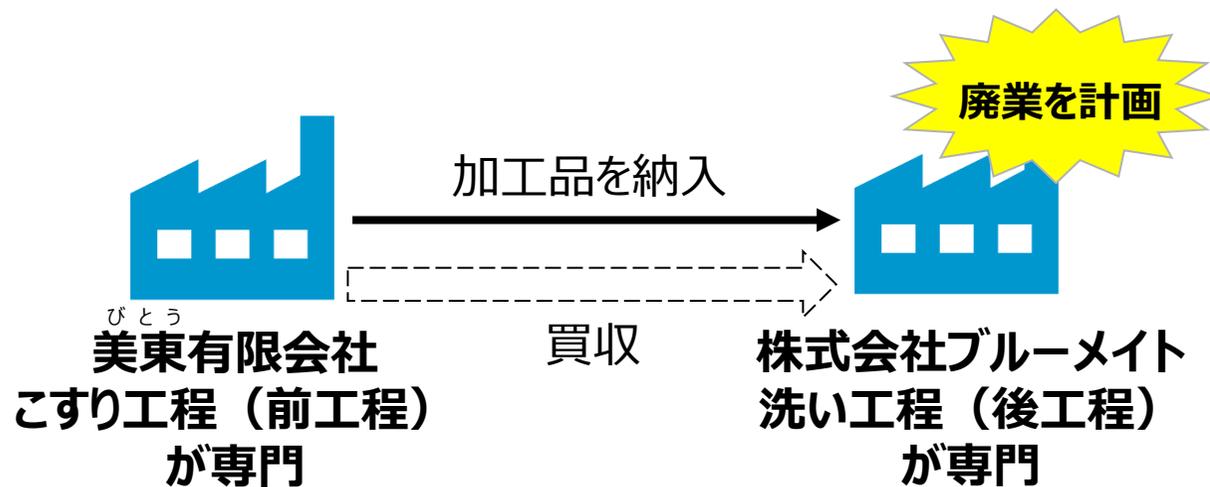
サプライチェーン毀損による連鎖廃業のリスク

- 地域のサプライチェーンを担う特定の事業者の廃業が、その取引先だった事業者の事業継続にも大きな影響を与え、地域産業全体に影響が及ぶ可能性がある。



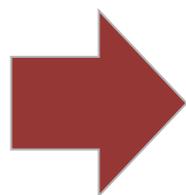
産地内でサプライチェーンの途絶を回避した好事例

- 日本有数のデニム産地である三備地区^{さんび}では、事業承継によって、サプライチェーンの毀損を防止するとともに、利益拡大につなげた事例がある。



（資料）美東有限会社より写真提供（ブルーメイト事業部の洗い工程）

- ・2017年2月、^{びとう}美東有限会社が株式会社ブルーメイトを承継。ブルーメイトは、ジーンズ洗い加工の後工程に当たる、「洗い工程」を専門としていたが、当時廃業を計画していた。
- ・そこで、ジーンズ洗い加工の前工程の「こすり工程」を専門としていた美東は、ブルーメイトの事業を承継することで、前・後工程の全てを内製化。

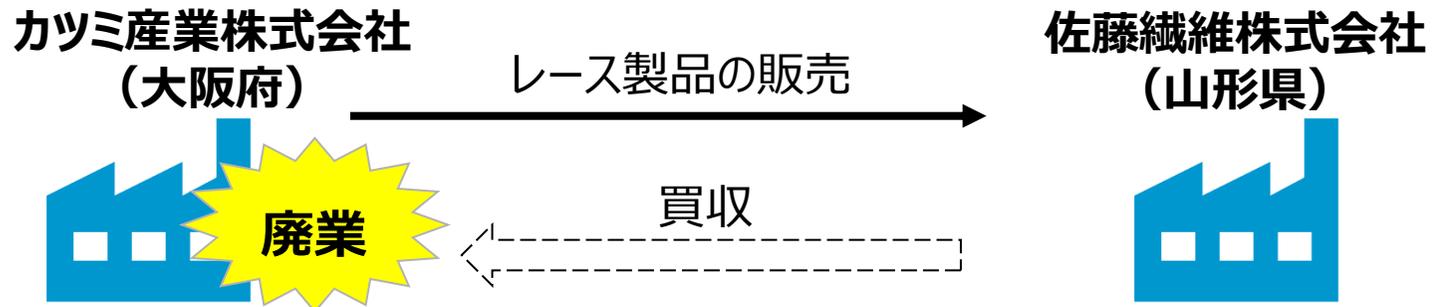


サプライチェーンの毀損を防止するとともに、事業承継により、新たに生まれた独自の提案が支持されており、自社の利益拡大につながった。

（出典）美東有限会社へのヒアリングより経済産業省作成。

産地を越えたサプライチェーンリスクへの対応事例

- 山形県のニットメーカーである佐藤繊維株式会社は、廃業した取引先であるカツミ産業株式会社（大阪府）を承継し、新会社を設立。BtoCに販路を拡大し、**承継した事業の黒字化**を成し遂げた。



- ・1977年創業のトーションレース・ブレードメーカー。
- ・「世界的に特殊」なレース機に係らない細さ・太さ、毛羽のある糸にも対応できる技術を有する。
- ・2020年春に倒産。

- ・山形県寒河江市の紡績・ニットメーカー。
- ・カツミ産業のレース製品を自社オリジナルブランドにて使用。

- ・佐藤繊維は**2020年に倒産したカツミ産業の社屋・設備と5人の従業員を承継**し、新会社「クマムレース」を立ち上げた。
- ・クマムレースでは、従来のバイオーダーに加え、**BtoC事業**を展開。販売を佐藤繊維が担い、ECも開始したことで、**新たな販路を開拓**した。

➡ 承継当初は赤字事業だったものの、販路開拓等の取組により、承継して**3年後の2023年に事業黒字化**を達成した。

水平統合によるサプライチェーン強靱化の事例

- 尾州産地の^{とよだ}豊田撚糸株式会社は、産地内の撚糸企業A社※が廃業を計画していることを知り、A社の撚糸機を買い取った。今後事業の維持・拡大を図っていく。 ※社名非公開



- ・1951年創業。
- ・尾州産地で主に毛織物用織糸の撚糸加工を行う。
- ・毛織物以外にも分野を広げ、ニット用糸、インテリア・車両用等の資材用の糸の撚糸加工を手掛けている。

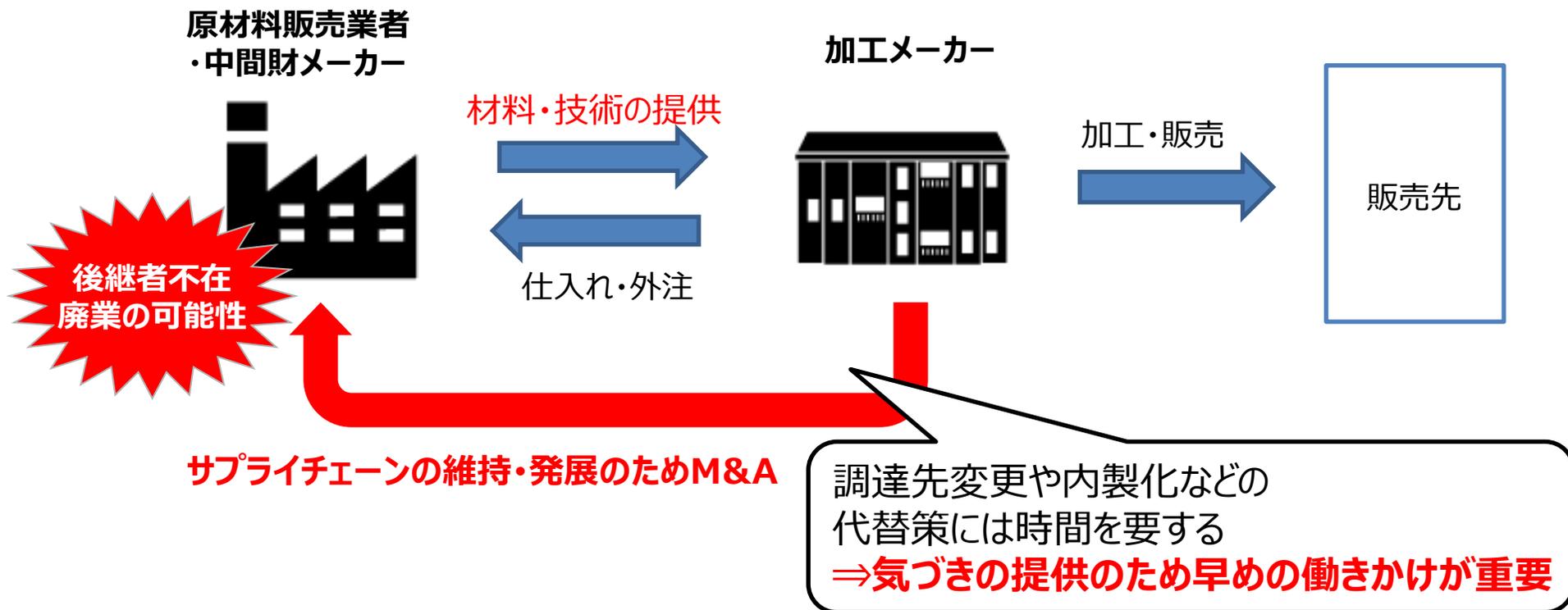
- ・愛知県・岐阜県にまたがる尾州産地では、2023年に撚糸企業A社が廃業を計画していた。
- ・同業種でA社の協力会社だった豊田撚糸は、廃業予定のA社から撚糸機を買い取った。
- ・更に、撚糸機増設して生産量を増加させるため、新規生産拠点の立ち上げなど生産体制の確立を図った。

豊田撚糸は、撚糸機増設に伴い生産量を増加させることで、従来よりも大口の受注を受けることが可能。それを対外的にPRすることができ、今後事業の維持・拡大を図っていく。

(参考) サプライチェーン事業承継について

- 製造工程などを担う取引先や販売先が後継者不足等で廃業することを防ぐため、自社等がその取引先の事業を承継し、サプライチェーンの維持・発展を実現すること。通常の事業承継よりも顔が知れた関係のため成立しやすい、既存事業とのシナジー効果が期待できるなどのメリットがある。自社で承継できなくとも、廃業を防ぐための取引先への働きかけ（支援機関の紹介等）自体が重要。

サプライチェーン事業承継の概念図



1. 繊維産業の現状

2. サステナビリティへの対応

① 国内外におけるサステナビリティ推進の動向

② 経済産業省における取組

3. サプライチェーンの維持・強靱化

4. 取引適正化・労働環境整備

下請取引の適正化 ①繊維業界における自主行動計画

- 繊維業界では、日本繊維産業連盟と繊維産業流通構造改革推進協議会の2団体連名で、2017年に下請法に基づいた自主行動計画を策定。サプライチェーン全体で下請取引の適正化に取り組む。2024年3月の振興基準の改定を踏まえた労務費の適切な転嫁に向けた交渉のあり方、原材料費やエネルギーコストの適切なコスト増加分の全額転嫁を目指す取り組み、通達を踏まえた支払いサイトの短縮に取り組むべき対応について実情に即した形で追記をし、2024年7月10日付けで改訂。
- あわせて、「徹底プラン」においても、下請代金の支払いにおいて受領日から60日を超える期日指定現金での支払いは行わない等を追記し、2024年7月10日付けで改訂。

<自主行動計画の概要>

I. 適正取引の推進に関する取り組み

- ✓ 合理的な価格決定
- ✓ コスト負担の適正化
- ✓ 支払条件の改善
- ✓ 知的財産の取扱い
- ✓ 検査基準の取り決め
- ✓ 取引上の問題を申し出しやすい環境の整備
- ✓ パートナーシップ構築宣言の推進

II. 付加価値向上等に向けた取り組み

- ✓ 生産性向上
- ✓ 人材育成・教育推進

III. 普及啓発活動の推進

IV. 自主行動計画のフォローアップ

<徹底プランの概要>

1. 取引対価について

- ・販売価格からの逆算で加工賃の設定を行わない。
- ・労務費、原材料費等も踏まえ、各段階の加工賃を考慮した上で決定。
- ・見積もりに基づいて価格の設定を行う。

2. 価格交渉について

- ・コストの上昇による取引価格等の見直しの要請があった場合、事業者間で十分に協議し決定。

3. 短納期発注について

- ・物流費等の追加コストを勘案するなど協議を行った上で取引価格を決定。

4. 分割納入について

- ・発注者の事情により分割して納品させる場合、保管費用、物流費など追加費用は発注者が負担。

5. 支払い条件について

- ・60日超の手形は発行しない。代金の支払いは受領後60日以内。

6. 歩引きについて

- ・歩引き取引は、一切行わない。

7. 検査基準

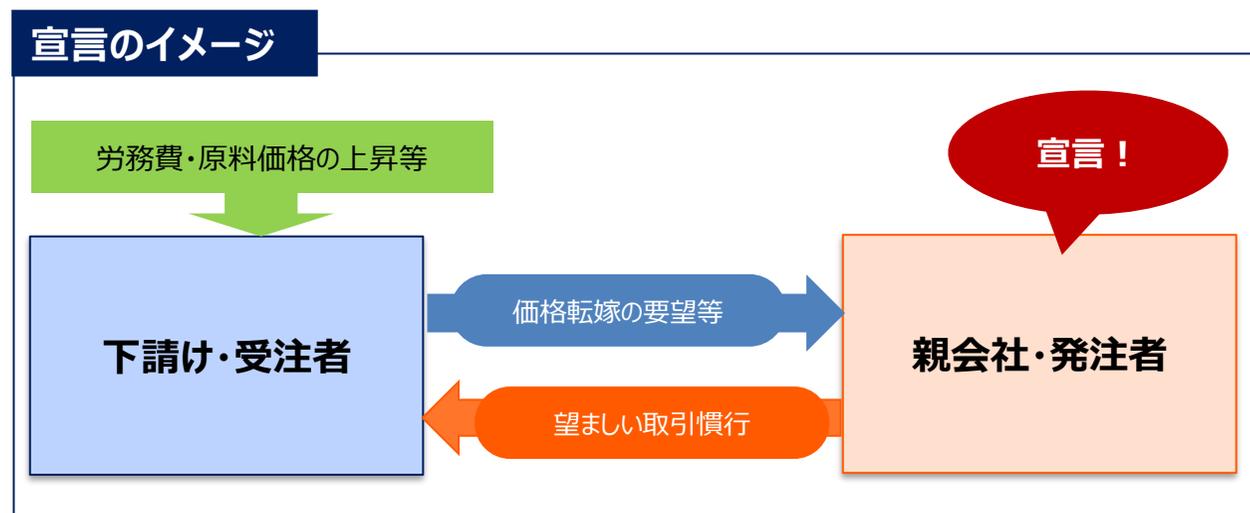
- ・不良品が生じた場合の責任範囲が不明瞭な契約は締結しない。

8. 知的財産の保護について

- ・他社のノウハウを無断で使用しない。自社のノウハウに係る部分は、秘密保持契約を締結。等

下請取引の適正化 ②パートナーシップ構築宣言

- 「パートナーシップ構築宣言」は、事業者が、取引先との共存共栄を目指し、下記に取り組むことを「代表権のある者の名前」で宣言し、ポータルサイトで公表するもの。
 - (1) サプライチェーン全体の付加価値増大と新たな連携（IT実装、BCP策定、グリーン調達の支援等）
 - (2) 下請企業との望ましい取引慣行（「振興基準」）の遵守、特に、取引適正化の重点5分野（①価格決定方法、②型管理の適正化、③現金払の原則の徹底、④知財・ノウハウの保護、⑤働き方改革に伴うしわ寄せ防止）
- 「未来を拓くパートナーシップ構築推進会議」（2020年5月）において、導入を決定。
- 2024年9月3日時点で繊維工業は1,038社（全体の約1.9%）（産業界全体では、53,466社）が宣言。



国内の繊維産業における賃上げ等の状況

- UAゼンセンの調査では、UAゼンセン全体・製造産業部門全体の受結額の増加率（加重平均）では、5%台の受結となったが、**繊維産業合計では4.67%**。
- 傾向として、昨年度と比較して、1%高い受結率が見込める。

2024 賃金闘争 UAゼンセン製造産業部門 受結集計（正社員） 増加率（%） ※4月1日時点
（3月末までに受結ができていない分のみの集計）

★加重平均（組合員1人あたりの増加率）

	繊維産業 合計					製造産業部門 全体	UAゼンセン全 体
	繊維素材	繊維加工	染色	衣料			
体系維持原資 （定期昇給分）	1.70	1.76	1.60	1.33	1.72	1.70	1.54
賃金引上分	2.97	3.03	2.75	3.14	2.69	3.59	3.76
総合計 （前年差）	4.67 （+1.24）	4.78 （+1.36）	4.51 （+0.93）	4.44 （+1.17）	4.42 （+0.89）	5.14 （+1.00）	5.49 （+1.49）

★単純平均（1組合あたりの増加率）

	繊維産業 合計					製造産業部門全体	UAゼンセン全体
	繊維素材	繊維加工	染色	衣料			
体系維持原資 （定期昇給分）	1.59	1.66	1.43	1.27	1.88	1.52	1.52
賃金引上分	2.95	2.90	3.14	3.34	2.51	3.13	3.56
総合計 （前年差）	4.65 （+1.27）	4.61 （+1.26）	4.68 （+0.97）	4.77 （+1.92）	4.43 （+0.75）	4.67 （+1.17）	5.17 （+1.49）

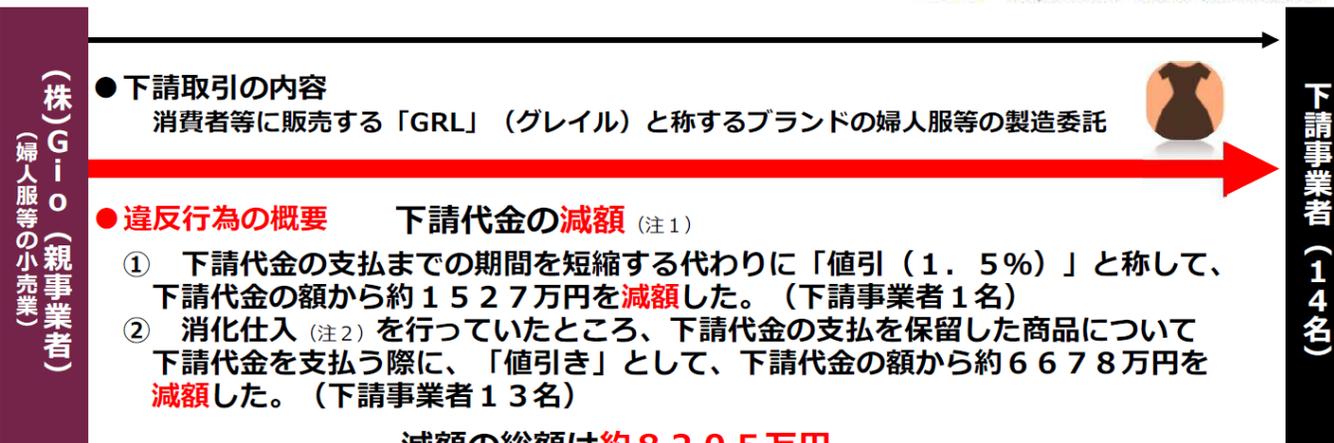
※体系維持原資と賃金引上分は賃金体系維持ができていない組合のみの集計、総合計は賃金体系維持が不明な組合も含まれるため、二つの和は総合計と一致しない。

※加重平均（組合員ベース）では、組合員1人の増加率を示すため、従業員数の多い大手企業の影響を受けやすく、中小企業の実態が分かりがたい。一方、単純平均（組合ベース）では、組合ごとの増加率を示すため、組合数の多い中小企業の実態を把握しやすい。

繊維産業における不当な下請代金の減額の防止について

- 公正取引委員会は、婦人服等の小売り事業者に対し、下請け事業者に責任がないにもかかわらず下請代金の支払いを減額したとして、是正のための勧告を実施。
- 代金の額に一定率を乗じた額を差し引くこと（歩引き）は、下請法において「下請代金の減額」に該当する違法行為として禁止されている。経済産業省から、業界団体・事業者に対し、法令遵守の徹底について要請文を发出。

株式会社G i oに対する勧告（概要）



G i oは、下請事業者に対し、減額した金額を支払済み

公正取引委員会からの勧告の内容

- 以下の2点について、株主総会の決議により確認すること
 - ・上記の減額行為が下請法の規定に違反するものであること
 - ・今後、下請代金の減額を行わないこと
- 下請法の遵守体制を整備すること など

（注1）下請代金の減額

下請法は、下請事業者に責任がないのに、発注時に定められた金額から一定額を減じて支払うこと等を全面的に禁止している。値引き、協賛金、歩引き等の名目、方法、金額の多少を問わず、また、下請事業者との合意があっても、下請法違反に該当する。

（注2）消化仕入による支払対象

自己の顧客に商品を販売するまで下請代金の支払を行わないことにより、自己の顧客に販売した日を下請事業者の給付を受領した日として取り扱い下請代金の支払対象とするもの。

価格転嫁の状況（「価格交渉促進月間（2024年3月）フォローアップ調査の結果）

- 中小企業庁による価格交渉促進月間のフォローアップ調査（業種別の価格転嫁率）では、繊維は2023年9月と比較して転嫁率が上昇（9月：47.0%→3月：49.9%）。
- 「パートナーシップ構築宣言」の更なる普及を図るとともに、繊維関係団体宛てに更なる下請取引の適正化に向けた要請文を2024年1月22日に発出。

2023年9月		コスト増に対する転嫁率	各要素別の転嫁率			2024年3月		コスト増に対する転嫁率※	各要素別の転嫁率		
			原材料費	エネルギー	労務費				原材料費	エネルギー	労務費
①全体		45.7%	45.4%	33.6%	36.7%	①全体		↑46.1%	↑47.4%	↑↑40.4%	↑40.0%
1位	化学	59.7%	57.9%	45.7%	47.1%	1位	化学	↑61.0%	↑↑63.2%	↑↑↑54.1%	↑51.1%
2位	食品製造	53.7%	52.5%	37.6%	39.9%	2位	製薬	↑53.5%	↑↑56.5%	↑↑↑49.7%	↑↑44.1%
3位	電機・情報通信機器	53.4%	55.2%	37.8%	39.9%	3位	機械製造	↓51.9%	↑57.0%	↑↑45.3%	↑43.3%
4位	機械製造	53.3%	55.5%	38.9%	39.8%	4位	飲食サービス	↓51.5%	↑↑53.0%	↑38.3%	↑37.8%
5位	飲食サービス	52.1%	47.6%	34.0%	35.7%	5位	電機・情報通信機器	↓51.2%	↑55.9%	↑↑43.8%	↑42.9%
6位	製薬	50.7%	49.3%	29.4%	27.8%	6位	食品製造	↓50.0%	↓51.6%	↑↑42.7%	↑41.2%
7位	卸売	50.5%	50.5%	35.1%	35.6%	7位	繊維	↑49.9%	↑↑51.4%	↑↑↑43.2%	↑↑41.3%
8位	造船	50.2%	53.6%	40.1%	38.3%	8位	造船	↓49.1%	↑53.8%	↑↑45.2%	↑42.5%
9位	紙・紙加工	49.2%	48.7%	33.7%	34.2%	9位	鉱業・採石・砂利採取	↑↑48.6%	↑↑47.8%	↑↑43.3%	↑↑42.0%
10位	金属	48.8%	50.6%	35.2%	34.4%	10位	電気・ガス・熱供給・水道	↑↑48.3%	↑↑49.4%	↑↑↑44.9%	↑↑45.1%
11位	小売	48.7%	47.3%	33.2%	35.0%	11位	情報サービス・ソフトウェア	↑↑47.1%	↑↑39.7%	↑↑↑35.1%	↓46.2%
12位	印刷	48.2%	49.3%	29.7%	33.1%	11位	小売	↑47.1%	↑47.8%	↑↑40.5%	↑38.6%
②業種別	13位 繊維	47.0%	43.4%	32.0%	33.1%	②業種別	11位 自動車・自動車部品	↑47.1%	↑54.8%	↑↑47.2%	↑↑37.2%
	14位 広告	45.9%	40.8%	30.9%	41.0%	14位	卸売	↓47.0%	↓47.5%	↑39.6%	↑38.3%
	15位 建材・住宅設備	45.3%	47.5%	30.6%	33.5%	15位	広告	↑46.9%	↑↑49.1%	↑↑40.2%	↑42.3%
	16位 建設	45.1%	44.5%	35.1%	41.2%	15位	建設	↑46.9%	↑47.3%	↑↑42.0%	↑43.8%
	17位 自動車・自動車部品	44.6%	51.3%	37.8%	28.8%	17位	金属	↓46.2%	↓49.8%	↑↑41.5%	↑37.9%
	18位 金融・保険	42.4%	40.1%	29.0%	39.1%	18位	紙・紙加工	↓45.1%	↓45.9%	↑37.5%	↑37.4%
	19位 石油製品・石炭製品製造	42.0%	46.0%	32.1%	29.9%	19位	建材・住宅設備	↓44.4%	↓47.0%	↑↑39.5%	↑↑39.4%
	20位 電気・ガス・熱供給・水道	41.1%	41.4%	32.3%	37.2%	20位	石油製品・石炭製品製造	↑43.9%	↑↑51.8%	↑↑38.8%	↑↑37.4%
	21位 鉱業・採石・砂利採取	40.6%	38.0%	34.6%	31.1%	21位	印刷	↓43.5%	↓46.6%	↑↑37.2%	↑34.7%
	22位 不動産業・物品賃貸	39.7%	36.5%	29.5%	35.2%	22位	不動産業・物品賃貸	↑42.1%	↑↑41.8%	↑↑38.7%	↑38.9%
	23位 情報サービス・ソフトウェア	39.6%	21.9%	18.5%	46.5%	23位	通信	↑↑40.8%	↑38.9%	↑↑↑35.0%	↑↑38.3%
	24位 廃棄物処理	34.0%	28.0%	27.1%	27.8%	24位	廃棄物処理	↑↑39.1%	↑↑35.0%	↑↑34.8%	↑↑34.6%
	25位 通信	32.6%	35.2%	22.8%	31.0%	25位	金融・保険	↓35.3%	↓34.1%	↓28.8%	↓32.3%
	26位 放送コンテンツ	26.9%	28.6%	21.1%	32.0%	26位	放送コンテンツ	↑↑33.7%	↑↑33.8%	↑↑27.8%	↓31.7%
	27位 トラック運送	24.2%	17.3%	20.7%	19.1%	27位	トラック運送	↑28.1%	↑↑24.6%	↑↑25.9%	↑24.0%
	- その他	41.9%	40.3%	30.9%	36.4%	- その他		↑44.3%	↑44.2%	↑↑38.4%	↑39.8%

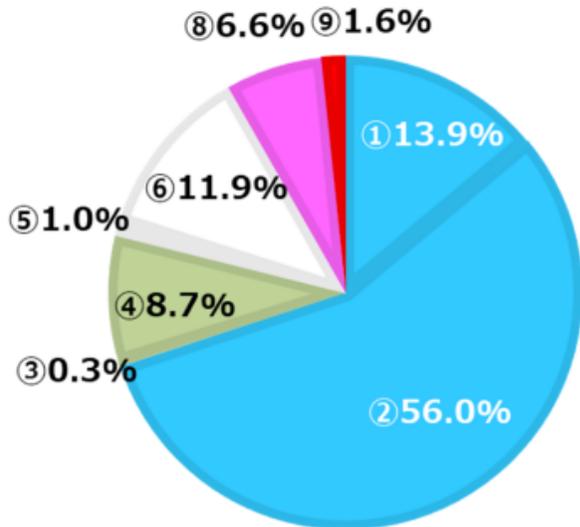
※3月時点との変化幅と矢印の数の関係（例） ↑：1～4ポイントの上昇、↑↑：5～9ポイント上昇、↑↑↑：10ポイント以上上昇

出典：中小企業庁「価格交渉促進月間（2024年3月）フォローアップ調査の結果について」（2024年6月21日）

(参考) 個別の業界ごとの交渉・転嫁状況、下請Gメンが収集した事業者の声

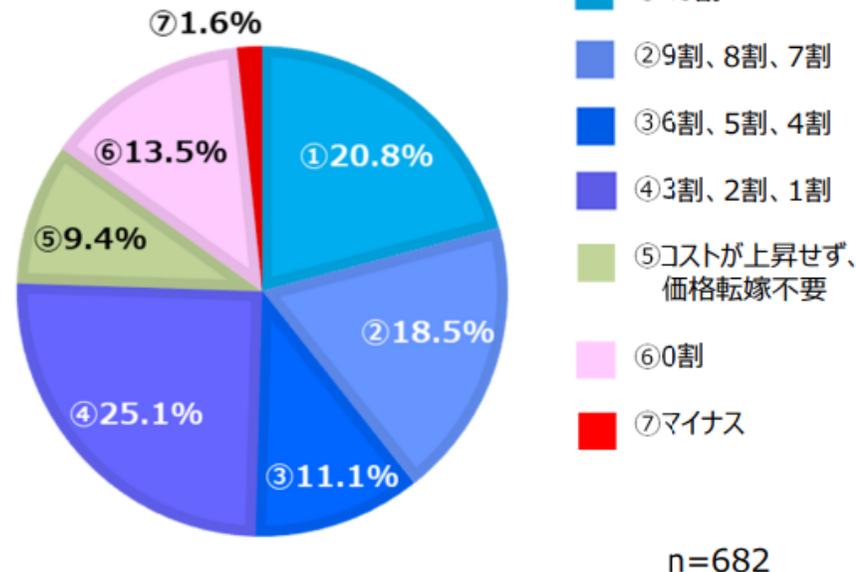
繊維

直近6ヶ月間の価格交渉の状況



【凡例】 ○：よい事例、▲：問題のある事例

直近6ヶ月間の価格転嫁の状況【コスト全般】



転嫁率：49.9%

アンケート回答企業からの具体的な声等

- 原材料費、エネルギー費、労務費が高騰している状況も踏まえ、今後、生産が成り立つよう、生産設備の更新費用も含めて、相談に乗ってもらえた。
- 為替による原材料費高騰やエネルギー費高騰など、当社の努力だけでは困難な要因について、前向きに交渉に応じてくれている。また、発注企業に納得をしてもらうために、緻密な原価計算をした上で、コスト上昇分の価格交渉に臨んでいる。
- ▲ 毎年、原価低減活動と称して、コストダウンしなければならない。コロナ禍の売上が激減した時でも関係なく、一定割合のコストダウンを強要された。
- ▲ 価格交渉には応じてもらったが、担当者から仕事量を減らすと言われた。実際に長年担当していた仕事が他社に切り替えられた。

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針①

本指針の性格

- ✓ 労務費の転嫁に関する事業者の**発注者・受注者の双方の立場からの行動指針**。
- ✓ 労務費の適切な転嫁のため、発注者及び受注者がこの行動指針に沿った行為を行うことが必要。
- ✓ 本指針に記載の12の行動指針に沿わないような行為をすることにより、**公正な競争を阻害するおそれがある場合には、公正取引委員会において独占禁止法及び下請代金法に基づき厳正に対処**することを明記。
- ✓ 他方で、**記載された発注者としての行動を全て適切に行っている場合、通常は独占禁止法及び下請代金法上の問題が生じない旨**を明記。

発注者として採るべき行動／求められる行動

★行動①：本社（経営トップ）の関与

①労務費の上昇分について取引価格への転嫁を受け入れる**取組方針を具体的に経営トップまで上げて決定**すること、②経営トップが同方針又はその要旨などを書面等の形に残る方法で**社内外に示す**こと、③その後の**取組状況を定期的に経営トップに報告**し、必要に応じ、経営トップが更なる対応方針を示すこと。

★行動②：発注者側からの定期的な協議の実施

受注者から労務費の上昇分に係る取引価格の引上げを求められていなくても、業界の慣行に応じて1年に1回や半年に1回など**定期的に労務費の転嫁について発注者から協議の場を設ける**こと。特に**長年価格が据え置かれてきた取引や、スポット取引と称して長年同じ価格で更新されているような取引**においては協議が必要であることに**留意が必要**である。

協議することなく長年価格を据え置くことや、スポット取引とはいえないにもかかわらずスポット取引であることを理由に協議することなく価格を据え置くことは、優越的地位の濫用又は下請代金法上の買ったたきとして問題となるおそれがある。

★行動③：説明・資料を求める場合は公表資料とすること

労務費上昇の理由の説明や根拠資料の提出を受注者に求める場合は、**公表資料（最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率など）に基づくものとし、受注者が公表資料を用いて提示して希望する価格については、これを合理的な根拠のあるものとして尊重**すること。

★行動④：サプライチェーン全体での適切な価格転嫁を行うこと

労務費をはじめとする価格転嫁に係る交渉においては、**サプライチェーン全体での適切な価格転嫁による適正な価格設定を行うため、直接の取引先である受注者がその先の取引先との取引価格を適正化すべき立場にいることを常に意識**して、そのことを受注者からの**要請額の妥当性の判断に反映させる**こと。

★行動⑤：要請あれば協議のテーブルにつくこと

受注者から労務費の上昇を理由に**取引価格の引上げを求められた場合には、協議のテーブルにつく**こと。労務費の転嫁を求められたことを理由として、**取引を停止するなど不利益な取扱いをしない**こと。

★行動⑥：必要に応じ考え方を提案すること

受注者からの申入れの巧拙にかかわらず受注者と協議を行い、**必要に応じ労務費上昇分の価格転嫁に係る考え方を提案**すること。

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針②

受注者として採るべき行動／求められる行動

★行動①：相談窓口の活用

労務費上昇分の価格転嫁の交渉の仕方について、国・地方公共団体の相談窓口、中小企業の支援機関（全国の商工会議所・商工会等）の相談窓口など相談するなどして積極的に情報を収集して交渉に臨むこと。

発注者に対して労務費の転嫁の交渉を申し込む際、一例として、**次頁の様式**を活用することも考えられる。

★行動②：根拠とする資料

発注者との価格交渉において使用する根拠資料としては、**最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率などの公表資料を用いる**こと。

★行動③：値上げ要請のタイミング

労務費上昇分の価格転嫁の交渉は、業界の慣行に応じて1年に1回や半年に1回などの**定期的に行われる発注者との価格交渉のタイミング**、業界の定期的な価格交渉の時期など**受注者が価格交渉を申し出やすいタイミング**、発注者の業務の繁忙期など**受注者の交渉力が比較的優位なタイミング**などの機会を活用して行うこと。

★行動④：公表資料を活用して自ら希望する額を提示

発注者から価格を提示されるのを待たずに**受注者側からも希望する価格を発注者に提示**すること。発注者に提示する価格の設定においては、自社の労務費だけでなく、自社の発注先やその先の取引先における労務費も考慮すること。

発注者・受注者の双方が採るべき行動／求められる行動

★行動①：定期的なコミュニケーション

定期的にコミュニケーションをとること。

★行動②：交渉記録の作成、発注者と受注者の双方での保管

価格交渉の**記録を作成し**、発注者と受注者と双方で**保管**すること。

今後の対応

- 内閣官房は、各府省庁・産業界・労働界等の協力を得て、今後、労務費の上昇を理由とした価格転嫁が進んでいない業種や労務費の上昇を理由とした価格転嫁の申出を諦めている傾向にある業種を中心に、**本指針の周知活動**を実施する。
- 公正取引委員会は、発注者が本指針に記載の12の採るべき行動／求められる行動に沿わないような行為をすることにより、**公正な競争を阻害するおそれがある場合には、独占禁止法及び下請代金法に基づき厳正に対処**していく。

また、受注者が匿名で労務費という理由で価格転嫁の協議のテーブルにつかない事業者等に関する**情報を提供できるフォーム**を設置し、第三者に情報提供者が特定されない形で、**各種調査において活用**していく。